

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

平成30年9月10日

【開催日】 平成30年9月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時33分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	岡山明
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	水津治	委員	中岡英二
委員	藤岡修美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河合久雄
経済部次長兼商 工労働課長	河口修司	商工労働課課長 補佐	村田浩
商工労働課課長 補佐兼公共交通 対策室室長	工藤歩	商工労働課商工 労働係長	福田智之
小野田勤労青少 年ホーム主査	日浦操	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課水産 係長	和田英樹
農林水産課農林 係長	平健太郎	農業委員会事務 局長	幡生隆太郎
農業委員会事務 局主査	吉田悦弘	建設部長	森一哉

建設部次長兼土木課長	榎坂昌歳	土木課主幹	井上正満
土木課技監	泉本憲之	土木課管理係長	田中洋子
土木課道路整備係長	松崎博	土木課河川港湾係長	立野健一郎
都市計画課長	河田誠	都市計画課技監	高橋雅彦
都市計画課管理緑地係長	伊藤佳和子	都市計画課計画係長	大和毅司
都市計画課都市整備係長	藤本英樹	都市計画課建築指導室長	迫田勝憲
下水道課長	森弘健二	下水道課技監	藤岡富士雄
下水道課管理係長	西崎大	下水道課管理係主任	野原崇史

【事務局出席者】

局長	中村聡	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 議案70号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について
- 2 議案58号 平成29年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

午前9時開会

中村博行分科会長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより一般会計予算決算常任委員会、産業建設分科会を開催いたします。早速日程に沿って、進めてまいります。まず日程1、議案第70号、平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算第3回について、まず、お手元の審査番号1番建設部より説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第70号、平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算第3回の土木費都市計画課分について説明いたします。最初に歳出から御説明いたします。補正予算書と提出しております説明資料を併せて御覧ください。それでは、補正予算書の20ページ、21ページを御覧ください。8款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費、455万5,000円を増額補正するものです。15節工事請負費、455万5,000円のうち、145万8,000円の増額は江汐公園テニスコート人工芝更新工事で、老朽化により破損した人工芝の補修を行うものです。今年度テニスコートの利用者が、老朽化して剥がれた人工芝に足をとられ転倒するという事例が発生したため、早急に補修を行う必要があります、特に破損の著しいナンバー1とナンバー3のコートのサービスライン周辺を実施したいと考えております。また、309万7,000円の増額は、江汐公園給水ポンプ更新工事で管理棟を除く江汐公園全域のトイレや散水栓などの施設へ供給する給水ポンプが故障したため更新するものです。江汐公園は山口県から移譲を受け、平成24年度から市が管理運営を行っていますが、移譲前に山口県が点検補修した施設の中に、当該ポンプ施設は含まれておりませんでした。当該ポンプ施設は、2基の給水ポンプを交互に運転して供給するシステムで、平成7年に設置されたものです。現在、ポンプ1基は故障により稼働せず、別のポンプ1基は応急的な修理を行い稼働させていますが、早急の更新が必要な状況であり、ポンプ2基と運転制御盤など、自動給水装置一式の工事を実施したいと考えております。都市計画課の歳出については以上でございます。

中村博行分科会長 続いてどうぞ。

中森建築住宅課長 それでは続きまして建築住宅課のほうから御説明をいたします。予算書の20ページを御覧ください。8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費を701万5,000円増額しまして、補正後の予算を1億8,186万4,000円とするものでございます。補正に関する

財源は全て一般財源となっております。内容は15節、工事請負費を増額するものでございます。これは大喜園団地の空き家を2戸、解体いたしまして、その跡地を整地するものでございます。御存じのとおり大喜園団地には借地している土地が2筆でございます。入居者の退去が進んでおりまして、一つの借地では入居者がいなくなるという状況になっております。つきまして借地の返還に向けまして、土地所有者の方と協議を進めておりました。このたび、借地返還の協議が調ったことから、補正で対応させていただこうとするものでございます。今年度中に借地の一つの返還を実施したいと考えております。以上よろしくお願いいたします。

河田都市計画課長 それでは、歳入のほうについて説明いたします。補正予算書の14ページ、15ページを御覧ください。18款繰入金、1項基金繰入金、10目江汐公園施設整備基金繰入金、455万5,000円を増額補正するものです。1節、江汐公園施設整備基金繰入金、455万5,000円は、施設の修繕のため積み立てている江汐公園施設整備基金からの繰入金であり、江汐公園テニスコート人工芝更新工事と江汐公園給水ポンプ更新工事の工事費の財源に充当するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 続いて11款、土木課のほうの説明をお願いします。

榎坂建設部次長兼土木課長 それでは土木課分について説明をいたします。補正予算書の24、25ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁河川災害復旧費、2,176万4,000円を増額補正するものです。これは平成30年7月6日から7日の梅雨前線豪雨により市内の大正川雨量観測所で、最大時間雨量25ミリ、24時間雨量211ミリを記録した降雨に伴う災害で、公共土木施設4か所が被災したため、国の災害復旧事業により公共施設を復旧するものでございます。お配りした図面を御覧ください。被災につい

ては、河川が糸根川赤丸の1、小森川赤丸の2、野田川赤丸の3の3か所と道路が市道千崎小松尾線赤丸の4の1か所で合計4か所の災害復旧事業を実施いたします。歳出の内訳を説明いたします。最初に、3節職員手当等については、突発的に発生した自然災害に伴う復旧事業で必要となる設計書の作成等、発注準備や現場管理業務に係る時間外手当を28万5,000円増額補正します。また、15節工事請負費については、先ほど説明しました4か所の災害復旧工事費で2,147万9,000円を増額補正し合わせた増額補正額は2,176万4,000円となります。

河田都市計画課長 都市計画課分の災害費について御説明いたします。同じく補正予算書の24ページ、25ページを御覧ください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目公園施設災害復旧費40万円を増額補正するものです。先ほどの資料の位置図を御覧ください。位置図の5番。石山公園の駐車場手前の道路が、路肩から下の斜面にかけて崩壊したため、盛土工等により復旧するものです。説明は以上です。

榎坂建設部次長兼土木課長 歳入について説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金、1,419万3,000円を増額補正するものでございます。続きまして14、15ページをお開きください。21款市債、1項市債、8目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債、770万円の増額のうち、土木課分、災害復旧工事に係るものが730万円。都市計画課分、石山公園災害復旧工事に係るものが40万円となります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、順に追って委員からの質疑を求めたいと思いますが、まず8款の5項からいきましょう。20、21ページ江汐公園からいきましょうか。

河崎平男委員 この工事請負費に係るものですが、いつごろからそういう箇所が分かっておったんですか。

河田都市計画課長 テニスコートにつきましては、少しずつ修繕が必要な部分がありましたが、大きな修繕ではないため今回転倒事例があったということで補修をするようにしております。

河崎平男委員 老朽化が分かっていたんじゃないだろう。

河田都市計画課長 傷んでおる所は少しずつありました。給水ポンプにつきましては、5月に故障が発生し、給水が停止しました。その後、応急工事等で今復旧をしておりますが、6月に再度故障が発生しまして、先ほど申しあげましたように1基が稼働停止ともう1基が応急修繕により今稼働しておる状況でございます。

河崎平男委員 このテニスコートの利用者っていうのは結構おってでしょう。何人ぐらいおってんですか。

高橋都市計画課技監 テニスコートの利用者数につきましては、平成29年度は5,745人です。

岡山明副分科会長 110ページの利用者数についてで、今のは5,700名載っていますね。前年と比べると、去年で300名弱ぐらいちょっとずつ下がっていますが、これは芝生の関係で利用者が落ち込んだっていうことなんですか。それまでは大体6,000名でずっとキープしているんですが、ここで、去年初めて5,700名で300名ぐらい減っているんですけど、その辺は芝生の影響が出て利用者が減ったと。人数的にはそういう状況だからですかね。

高橋都市計画課技監 平成28年度は6,016人ですので、率にしますと約

4%ぐらいは落ちておりますが、少なくなった原因は今の人工芝の不具合があったからということが直接的な理由とは考えておりません。

岡山明副委員長、では気になる部分で、芝生の異常が出たというのは、指定管理者から出たのか、それとも県のサッカー場もあります、ある程度テニスコートのプロといいますか芝生に関する知識を持った方がこれはおかしいということで工事の依頼が出たかどうか。どちらから出たんでしょうか。

高橋都市計画課技監 直接的な声は利用者です。利用者からは、指定管理者の株式会社晃栄の職員にこういう状況ですよという情報は逐一入っていました。砂入りの人工芝ですが、具体的に言うと人工芝が剥がれているわけですけど、応急的な処置でその剥がれを接着剤によりまして引っ付けて、使用停止をせずに今までしのいでいるという状況です。

藤岡修美委員 補足でクレームがあって担当課にお話しして、先ほど6,000人近い使用人数ということで使用禁止というのがなかなか難しいぐらい利用頻度があり、何とか指定管理者のほうも使用禁止にしないで接着剤等で支障のない形で使っていただいているということで、私も使わせていただいている、事故ってというのは把握していなかったんですけど、今回の修繕で大丈夫だという気はしていますけど、江汐公園のテニスコートに関しては、以前の県のテニス協会の会長、この方は徳山のお医者さんなんですけど、医師会の大会をやりたいから何とか取ってくれということで、私朝一番から並んで予約したこともあるし、下関、特に長府方面から、それから宇部からも来られますし、イメージとしては、江汐公園のテニスコートは県下でも森に囲まれてすごく良いのでこれは是非シティセールスではないですけど、逆にイメージダウンにならないようにしっかりと管理していただいたらと思っております。

中村博行分科会長 大坂なおみ選手は全米プロを勝ったということで、またテ

ニスの機運が高まると思いますので、今の意見を参考にしてください。

河田都市計画課長 貴重な御意見ありがとうございます。テニスコートの修繕に関しましては、1面全体を修繕いたしますと約1,000万円ぐらい、1面だけで掛かります。ということでなかなか全部を修繕するという訳にはいかないのですが、今回のようにできるだけ利用ができるように、補修等はしていきたいと思います。よろしくお願いします。

岡山明副分科会長 今のお話を聞いて、利用者も6,000名ずっと大体キープしている状況の中で、部分的な補修をして、怪我人がこのたびは出なかったが利用者のほうから指名業者にそういう話が出たと。市として今お話が出た全面改修というか、全面を人工芝に張り替えるという考え方はどうなんですか。

河田都市計画課長 先ほども申し上げましたように1面だけで1,000万円ぐらい、約4面全部改修すると4,000万円以上の費用が掛かると考えております。そういうことで来年度からは、今サービスラインと1と3をするようにしているんですけど、2と4とかの部分等については、当初予算で要求をして少しずつ修繕をしていきたいと考えております。

中村博行分科会長 今の江汐公園についていいですか。それでは、6項の住宅費、大喜園団地について質疑を求めます。

河崎平男委員 この大喜園に係る解体は何戸あるんですか。

中森建築住宅課長 今、空いている部分は私有地、借地を全部含めて、たしか9戸の空き家があったと把握しております。

河崎平男委員 解体は9戸のうち2戸は空き家ということですね。

中森建築住宅課長 確か空き家が9戸あったと思います。

安重建築住宅課主幹 私が今ここに持っている資料のほうで見ますと、全部残っているのが15戸、空き家が9戸というふうに認識しております。

中村博行分科会長 全部で15で空き家が10戸ですね。

安重建築住宅課主幹 すいません、空き家は9です。（「空き家は9ね、全部で15戸」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 どの辺りの2戸を解体するということですか。図面やらが出るとわからんやろ。

中森建築住宅課長 言葉で御説明させていただいてよろしいですか。190号線をこちらのほうから埴生のほうに向かっていきますと、大喜園団地は埴生中学校の手前の右側にございます。道路に近い部分は、市有地になっておるところでそこにも住まれている方と空き家の方もいるんですが、その右側に入って行って坂を上るような状態になっておりまして、その左側のほうに借地が一つと右側のほうに借地というふうに、上った先の両サイドに借地が今ございます。今回対象としますのは、左側部分で、左側の広いほうの借地に関して、2戸ほど空き家のございます。そのうち1人の方は住まわれていましたが、昨年度末から退去等の手続に入られまして退去しましたので、その2戸を全て解体して、それに伴いまして要らない水道管とか樹木、水路等も撤去し更地にした状態で所有の方に御返還させていただこうとしています。

河崎平男委員 以前から大喜園については、すごい苦情があったんですよね。空き家対策、ガタガタするとか、屋根が飛んだとか。この資料を見ると、修繕等も28、29年度、何もやっちゃっやないね。市民からの声がありながら何もやっちゃっやない。どういうことか。

中森建築住宅課長 修繕の状況を見ましても、28、29年度で修繕した実績はございませんが、職員やうちに所属しております修繕の担当の職員等が行って直接やっていますので発注した形にはなっておりませんが、今議員さんおっしゃるとおりに台風が来たらバタバタ音がして夜うるさいとかという御意見等もありましたので、その辺りはしっかり固定させていただいたり、雨水が隣地のほうの宅地に入るということをお聞きしておりますので、その辺りとい等の補修も実動部隊のほうで対応はさせていただいておるのが現状です。

河崎平男委員 分かりました。それで今左側と言われましたが、右側の所も空き家がありますよね。それで草がぼうぼう。そういう市民からの苦情があるときには、すぐやるべきじゃないんですか。やれ、予算がないとか、なんやかんや言われておるということだったんですよ。すぐ現地に行っただけで対応ぐらいはするべきじゃないんですか。

中森建築住宅課長 今おっしゃられている逆に向かい側の借地部分にあるところにも、既に2戸空き家がございます、なかなか維持管理がきちんできていないのが現状でございます。この解体につきましても、計画的に予算の許す範囲で今後進めていきたいなというふうには考えておりますし、先ほど言われたように草が伸びて御迷惑を掛けているようであれば、早急にうちのほうもタイムリーな対応をさせていただきたいとは考えております。

河崎平男委員 分かりました。それで空き家対策という法律ができて、やっぱり民間、市民にやらすんではなくて、まず計画的に公共施設からやるべきじゃないんですか。そういった中で、長期計画を立てながら、予算確保してやるっていうことが大事になってきますので、市内には倒壊しそうな市営住宅がたくさんありますよね。計画的にやるべきじゃないんですか。それはお願いします。

中森建築住宅課長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃられるとおり、空き家の特措法のほうも進んでおりますので、市のほうが率先して市民の方にお示しできるような形で計画的な解体等は、申し上げた予算の許す範囲できちんとやっていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

中村博行分科会長 委員会でも萩原住宅も見せていただいたりしていますので、その辺十分、御承知の上とと思っていますので予算確保をしっかり頑張ってください。ほかにこの大喜園の関係についてありますか。

岡山明副分科会長 大喜園、どこも一緒なんでしょうけど、ちょっとお聞きしたいのが、団地のトータルの軒数は15軒で、あと九つが空き家の状態と表を見てもそうなっていますからそれは分かるんですけど、私がもう一つ気になるのが、あと残り六つが全部居住されているかどうかと。六つのうち、例えば長期入院されて家賃だけ払われているが実際には人が入っておらず空き家に近いような状況が実際そういうのがあるかどうかということですね。

中森建築住宅課長 長期入院等で空けられていることはないというふうに確認しております。

中村博行分科会長 よろしいですか。そうしたら災害復旧の11款2項から道路、橋梁河川の災害について資料も含めて質疑をお願いします。突発的なことで執行部もいろいろ手を尽くされたということでしょうけど。

藤岡修美委員 災害復旧事業、これ査定が終わって確定した金額と考えていいんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 これは資料を出すときにまだ査定が終わっていませんでしたので、私どもの設計した金額でございます。災害査定は、先

週の金曜日に終了していただいています。

藤岡修美委員 満額査定が出たということによろしいですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 若干の修正はありましたけれども、最後の市道千
崎小松尾線につきましては、ふとんかごというのを計上していたんです
けれども、これが査定の結果落とされたということでごさいます。

藤岡修美委員 国の災害復旧事業に乗っかるということで、これは補助率が結
構高いと思うんですけども、その辺の補助率はどうでしょうか。

榎坂建設部次長兼土木課長 3分の2ですから、66.7%が国の補助率にな
ります。

中村博行分科会長 いいですね。災害関係はよろしいですか。それでは質疑を
打ち切ります。職員入替えのために若干の休憩を挟みましょう。35分
から始めたいと思います。お疲れ様でした。

午前9時30分休憩

午前9時35分再開

中村博行分科会長 はい。それでは休憩を解きまして、委員会を続行いたしま
す。次、審査番号2番の経済部、まず農林水産課のほうの説明を求めま
す。

深井経済部次長兼農林水産課長 おはようございます。農林水産課の深井でご
さいます。それでは議案第70号、平成30年度一般会計補正予算（第

3回)の農林水産課部分に対して御説明をいたします。まず、歳出から御説明いたします。18、19ページをお開きください。真ん中にございます。6款1項3目農業振興費、19節負担金、補助金及び交付金は、新規就業者等産地拡大促進事業補助金として367万3,000円を増額するものでございます。この事業は、市が主体となって策定いたします産地パッケージ計画に基づきまして、新規就業者の受入れ及び生産力の強化のための機械の導入、施設の整備に掛かる経費について支援する事業でございます。新規に認定いたしました就農者がトマト栽培のためのパイプハウスと選果梱包機をJAとのリース契約によりまして、リースを受けられますので、JAに対して、購入経費の3分の1を補助するものでございます。その財源は全額県費でございます。4目農地総務費、28節繰出金は農業集落排水事業特別会計繰出金で50万円を増額するものでございます。これは議案第71号で審議されました、平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算に係るものでございます。6款2項2目林業振興費は、7月6日豪雨により、目出の民家の裏山が崩落しましたので、その復旧工事費として462万6,000円及びこれに伴う消耗品費2万円を増額するものでございます。財源は工事請負費の2分の1を県費、10分の2を地元負担金、残りは市債と一般財源を充てることとしております。これは、被災地が公共施設ではございませんので、小規模治山事業で対応することとしております。次に24、25ページをお開きください。11款3項1目農業施設災害復旧費は、7月6日豪雨によりまして被災いたしました松岳畑地区の水路復旧工事費として321万7,000円を増額するものでございます。また、これのほか、軽微な災害応急が14件ございまして、それに係る業務に伴います時間外勤務手当といたしまして26万5,000円を増額するものでございます。財源は321万7,000円のうち10万円を除きました311万7,000円の100分の65は国庫補助金、残りは市債と一般財源を充てることとしております。10万円につきましては、復旧工事におきまして補助対象外の部分がございますので、それに充てるものでございます。次に歳入について御説明いたします。12、

13ページをお開きください。14款1項3目2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金202万5,000円は、松岳畑地区の水路復旧工事に係るものでございます。15款2項3目1節農業費県補助金367万3,000円は、新規就業者等産地拡大促進事業補助金に係るものでございます。2節林業費県補助金は目出の山の崩落に係るものでございます。次に資料について御説明をいたします。まず資料の1枚目でございますが、これは目出の小規模治山事業の位置図でございます。2枚目に平面図と横断図がございます。左上に場所の拡大図がございますが、民家の裏山が幅15メートルにわたって崩落しているものでございます。それ以降、現場の写真が続きます。その次に、松岳畑地区の水路災害復旧工事場所の位置図と現場の写真をつけております。一番最後に図面がございますが、左上の図面ですけれども、復旧を要する箇所は2か所ございます。まず平面図の左端がAか所で、これが長さ13メートルと、字が小さくて見えにくいかもしれませんが、申し訳ございません。少し間をあけてその右側に長さが7.3メートルの復旧箇所がございます。合計20.3メートルとなります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河口経済部次長兼商工労働課長 おはようございます。商工労働課の河口です。よろしく申し上げます。それでは、商工労働課関係分の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。補正予算書の20ページ、21ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費を137万8,000円増額し、補正後の額を1億8,437万7,000円とするものでございます。これは13節委託料、デマンド型交通運行業務委託料に係るものであり、平成31年1月から運行エリア拡大を目的としたものでございます。資料のほうで御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。デマンド型交通運行業務につきましては、平成27年1月から主に厚狭北部地区に存在する公共交通不便地域の解消を図ることを目的とし、事業開始しております。資料1のオレンジ色の地域と黄緑色の地域でございます。厚狭北部から出合校区の大字山川の一部

までを二つのエリアに分け、それぞれ殿様号と姫様号の2台のジャンボタクシーで運行しております。全26自治会を対象としており、その内訳は資料1の下に記載しておりますように、殿様号が随光、松ヶ瀬、赤川など16自治会、姫様号が湯の峠、福正寺、陽光台など10自治会となっております。資料2を御覧ください。本市におきましては、バス停から半径300メートル以上、JR駅から半径800メートル以上の距離のある地域を交通不便地域としております。このたびの補正予算では、現在の殿様号の運行エリアに、新たに厚狭駅の南側の4自治会を、姫様号の運行エリアでは新たに西側に拡大し、七つの自治会を追加しております。交通不便地域の解消を少しでも早く実施できるようにという思いから今回の補正といたしました。運行エリアの拡大に伴う運行単価上昇の対応のため、来年1月から3月までの運行に係る委託料を増額するものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 それでは説明は終わりましたので、順を追って、質疑を求めますが、まず、6款、18ページですね。農業費の関係で、新規就業者のほうからいきましよう。

河崎平男委員 この新規就業者等の産地拡大事業、この分については、JAに補助、個人がトマト栽培をやってJAに補助。何かそういう説明を今受けたんだけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 個人の方がトマト栽培をされます。それに伴いましてパイプハウスと選果梱包機が必要となるわけでございますけれども、この機械につきましてはJAが購入いたします。JAが購入したものを、トマト栽培をされる方がリースをされるということで、その購入に係る経費を補助するというところでございますので、JAに対して補助をするものでございます。

河崎平男委員 この事業については、市の持ち出しはありませんよね。こういう新規就農に伴う事業については、市の補助金等は10%ぐらいの上乗せ補助というのはできないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 それにつきましては、こちらのサイドとしても今予定はございません。

河崎平男委員 農林業振興のためにじゃね。農家はもう少なくなっていく中で、そういう1割補助とかは、例えば、特認事項とかで、市長が認めたらできるんじゃないんですか。こういうのを協議やらはしよってんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この近年、農業従事者が減っているのは事実でございます。それに歯止めをかけるためには、やはり新規の就農者を増加するというのも一つの方法でございます。新規に農業を始めるに当たりましては、今回の例にもよりますように、かなりの経費が掛かります。ですので、今回県から3分の1の補助ではございますけれども、残り3分の2は、自己負担ということになってしまいますので、これは経費の総額が多ければそれだけ自己負担が大きくなるということで、新規の就農にもなかなかつなぐりにくいという要件にもなろうかと思えます。農林水産課といたしましても、その部分を少しでも緩和できないかというところでいろいろ協議をいたしましたけれども、何分にも市の予算が非常に厳しい状況であるというところで今現在はなかなか厳しい状況にあるというところでございます。

河崎平男委員 これからは、そういう農業振興上、考えられないんですか。さっき市の計画策定をしながらやっていきよるんやろう。そういった中で、やっぱり農業振興上、上乗せ補助ぐらいは、農業者の人も大変な持ち出しになるから、何とか協議やらされたらどうなんですか。

平農林水産課農林係長 農林水産課の平でございます。よろしく申し上げます。

今、河崎委員がおっしゃられたそういう市単独の補助といえますか、上乘せについては、（発言する者あり）上乘せの部分という（「事業がある中で、県、国の補助がある中で、市の上乗せの補助がでんか」と呼ぶ者あり）市の上乗せの補助という部分でございますが。実は、宇部市のほうが30年の4月からそういった新規就農者に対しての補助制度というものを、市独自で設けております。その要綱等、今こちらのほうもちょっと頂いておまして、同じようにできないかというところを今調査研究をしている段階でございます。

中村博行分科会長　そうすると個人リースということでありましたけれども、大体個人がどのぐらいの負担をされているか分かりますか。

平農林水産課農林係長　今回の件につきましては、事業も決定しておりませんので、具体的にお幾らというところはまだ決まってないんですが、一応相場といえますか、通常であれば1,000万円。1,000万円の施設であれば月10万円ぐらいというのをお聞きしております。

岡山明副分科会長　今、会長の関連の話なんですけど。そうすると、個人のそういうトマトを作られる方に、これはJAに対しての負担金という話でしたから、そのリース代にメリットがないと、何の意味も私はないと思うんですけど。農協に機械が入るということで、農協にそういう財産がということ、じゃあ使う農業者、就農者に対しての格安でリースしなければ何の意味も、補正予算としての意味は、私はないと思うんです。その辺はちょっと、金額的に普通の販売と全然違うと。その辺は間違いないですか。就農者、トマトの生産者にメリットがあると。これはしつかりとあると。それはお聞きしたい。その辺の部分は。今からという話なんですけど、その辺のメリットがあるかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

平農林水産課農林係長　メリットというところでございますけれども、当然、

例えば農協からリースをすれば、例えば1,000万円、1,000万円で買えばその1,000万円全額リースということで支払っていくような形になるかと思いますが、補助を受ければ、例えば1,000万のうち300万円補助を受ければ、残りの700万円、700万円でリースが受けられるというところがございますので、当然その個人の方についてもメリットがあると考えております。

岡山明副分科会長 その辺の契約といたしたらおかしいんですけど、今言ったようにその1,000万円の機械に対してもう300万円補助したと。3割補助したと。そういうことで、リース代自体も3割安くなると。この辺は間違いはないんですかね。就農者に対して低いと。

平農林水産課農林係長 はい、そうでございます。

岡山明副分科会長 その辺の就農者に対して間違いはないという、その辺は、どう補償を。どこをもって安くなると言われるんですか。何か契約書みたいなものがあるんですか。

平農林水産課農林係長 この方は、認定新規就農者というものになっておりますので、市のほうに、半年ごとにそういった帳簿類とかを出していただくようになっておりますので、そこで金額の確認というのはできます。

中村博行分科会長 やっぱり農家個々に対して、何らかの支援という形で、河崎委員が先ほどおっしゃったような、1,000万円に対して個人が月10万円くらいということでありましたらば、個人に対して、何らかの補助なりをすれば、また、いいほうの結果が出るかと思いますが、その辺りも含めて検討ください。

岡山明副分科会長 それと今お話受けたのが、トマト業者という話なんですけど、この地元にはトマト以外にそういうブランドで言うとカボチャとか

ネギとかあります。そういう機器の購入というのは、今回トマトって話を聞きましたが、ほかにもキュウリとか結構ありますが、新規という状況でないと取れないという形なんですか。それ以外は難しいという状況ですか。

平農林水産課農林係長 新規ではなくてもそのほかにも、補助を受け入れる事業というものはございますが、条件として、三戸以上。三戸以上という要件がございますので、三戸以上の農家さんが集まってやられるという条件さえクリアできれば、ほかの品目についても可能でございます。

岡山明副分科会長 三戸以上ということで、ブランドのカボチャとかネギとか、あれは集合体のような、そういう形になっているんじゃないですか。三戸以上というそういう条件は入っているんですか。入っていないんですか。

平農林水産課農林係長 ネギにつきましては、法人さんでございますので、法人さんの場合は、三戸以上という条件はございません。

中村博行分科会長 カボチャは。寝太郎カボチャ。

平農林水産課農林係長 寝太郎カボチャについてはそういった法人さんが作るというのであればそのカボチャについて補助を受けるということも可能ですし、またその農家さんがやられるのであれば三戸以上のカボチャ農家さんが集まってやられれば補助を受けるということが可能です。

中村博行分科会長 今おっしゃったのは産地パッケージ計画というか、その要綱みたいな中にあるわけですね。

平農林水産課農林係長 産地パッケージ計画というものがその品目ごとに作るというものですので、今作っているのはこのトマト、ネギですか。トマトについては作っておるんですが、カボチャについてはまだ作っており

ませんので、また作るときにどういった要綱を盛り込むのかというところになるかと思います。

中村博行分科会長 柔軟な計画というふうに考えていいですね。

河崎平男委員 このトマトが産地形成上、指定されているということですね。重点作物になっているんでしょう。そして、この作付面積というのはどれくらいあるんですか。

平農林水産課農林係長 今回、この事業の受益者となられる方ですが、この方については8アール、作付けの面積は8アールでございます。（「個人ですか」と発言する者あり）今回のこの事業の対象となられている方、山陽小野田市の方ですけど、山陽小野田市の方だけでいえば8アールでございます。

河崎平男委員 その8アール、プラスアルファの拡大というか、拡大計画というのは、そういう条件の中には入らんのですか。8割を作ってプラス10アールとか、そういう拡大の条件はないんですか。作物指定されたらやね。作付拡大はやっぱりあるんじゃないですか。どれだけ計画的にやっっていこうというような。

平農林水産課農林係長 一応そういう産地を拡大していこうという趣旨の事業でございますが、一応数字的な縛りというものはありません。あるのは、新規就農者を1人以上受け入れることと、産地として新規就農者を受け入れることという決まりはあるんですが、一応その作付等に関しての数字的な縛りといいますか、そういったものについてはございません。

中岡英二委員 確認なんですけど、この方たちは選果場も作られるんですか。ハウスと、先ほど選果場も作られるということですが。

深井経済部次長兼農林水産課長 選果場ではございませんで、選果梱包機、梱包する機械をリースされるということでございます。先ほど、河崎議員さんのほうからの面積の拡大についてのことで、ちょっと補足させていただきましても、今の8アールというのは、今回申請のあった面積が8アールでございますので、これから経営が軌道に乗って、更に面積を拡大していきたいというようなことでありましたら、それには応じていく用意はございます。

中岡英二委員 事業の中で産地パワーアップ事業っていうのもありますよね。それには手厚く補助が出ていますが、こういう既存であるところが、施設を増設すると、その辺の援助の違いというか、補助金の違いというのはどの辺ですか。

平農林水産課農林係長 まず、先ほど言われた産地パワーアップ事業。こちらは国の事業でございます。今補正で上げております新規就業者等産地拡大促進事業。こちらは県の事業でございます。一番大きな違いというのは、対象となる事業費。ここが一番大きな違いとなっているかと思いません。

中村博行分科会長 よろしいですかね。そしたら引き続いて、4目のほうですね。これは補正でやった福田の水処理施設の関係なので、飛ばしていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら2項の目出の件ですが、目出の先ほどの資料もありましたが。

藤岡修美委員 資料、詳しく写真付きで平面、横断付いておりますけれども、資料の2ページ目、横断図で見ると人力掘削、人の力で掘るところと、機械掘削、機械を入れて掘るところで分けてありますが、6.4メートルを基準に。のり面。これ現地を写真で見ると、機械は入るんですか。

山崎農林水産課技監 機械については、今先ほど言われましたように5メータ

一で上については人力で、その下については、小さい機械ながら、機械が搬入できるということで判断しております。

藤岡修美委員 それは小型のミニホーかなんかですか。

山崎農林水産課技監 小規模土工ということで、小さい機械ということで、掘削あるいは運搬ということで考えております。

藤岡修美委員 小型の機械が入るんだと思うんですけど。左にのり面の展開図があって、のり面緑化工、のり面整形工で、多分機械施工の範囲をのり面設計をして、この展開図で見ると、人力掘削の部分も含めて、のり面緑化をするという意味だと思うんですけど。小さくてよく分らないんですけど。これのり面緑化、そういうことでいいのかどうかと、のり面緑化について、これは吹きつけかなんかでやられるんですか。

山崎農林水産課技監 今おっしゃられたとおり、機械についてのり面整形いたしまして、全体部分について、のり面の吹き付けをするということです。そののり面あるいは土質に合った、あるいは勾配、日当たり等考えまして吹き付けということで考えております。

藤岡修美委員 そののり面整形が、機械でやる範囲だけ見ておられますけども、その人力掘削の部分については人力でやるから特に整形はいらないという考えでいいんですか。

山崎農林水産課技監 そのとおりでございます。

河崎平男委員 この地域は、ハザードマップ地域として指定されているんですか。

山崎農林水産課技監 河崎議員のおっしゃるとおり、市の防災計画のところでは

載っております。それが載っておるっていうのが、採択条件になりますので。

岡山明副分科会長 これは場所的には、今、小野田のバイパスを走ると目出の駅の近くの今工事している部分なんですか。

山崎農林水産課技監 その部分とは違います。それは違う事業でやっている防災事業であります。

中村博行分科会長 いいですね。そうしたらですね。順に行きましょう。商工労働課にいきましょう。デマンドについて質疑を求めます。いろいろあるかと思いますが。

水津治委員 エリアの拡大の説明があったんですが、運行の方法は、今の方法で、1日3便とか、方法は今までどおりか、変更されるのか、お尋ねします。

工藤商工労働課公共交通対策室長 商工労働課の工藤です。よろしくお願いたします。このたびの計画の変更は、エリアの拡大のみを対象としておまして、ダイヤ等については現行どおりの運行を予定しております。

藤岡修美委員 委託料ということですけど、これ業者について入札か随意契約か。

工藤商工労働課公共交通対策室長 現行の事業者さんとの間での随意契約を考えております。それが最も効率的であろうと判断をいたしました。

岡山明副分科会長 今回、拡大するんですけど、拡大エリアの対象人数ってどのくらいいらっしゃいますか。

工藤商工労働課公共交通対策室長　それぞれエリアごとにお答えさせていただきます。殿様号のエリアにつきましては、9月1日現在の人口でお答えいたします。拡大後のこの殿様号の対象エリアの人口が410名、それから姫様号につきましては、拡大する自治会の人口がこちらと同じく9月1日現在で345名となっております。以上です。

中村博行分科会長　試行運転というか、この計画はいつからということになっていきますか。

工藤商工労働課公共交通対策室長　平成31年の1月からの運行を予定しております。

中村博行分科会長　いろいろデマンドについては、全市的なデマンドの導入というのをおっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけですね。各地域からの要望も出ていると。正式に上がっているものは、出合地区くらいだと思うんですけども、これだけは議会報告会等々でも聞いておりますので、その全般的なものについては、デマンドじゃなくて、地域公共交通全体の考えの中からデマンドもやっていかれるということによろしいですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長　会長、今おっしゃられたとおりで、今現在のバス路線についても、より利便性の高いバス路線となるよう再編の計画を今年度策定中でございますので、そのような形で市全体の公共交通を考えていく中で、一緒に検討してまいりたいと考えております。以上です。

中村博行分科会長　デマンド型交通の導入条件というのが、4点ぐらい示されるのがありますよね。目的とか、バス路線の併設不可、これは市独自で考えられた条件ですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 市独自ということではなくて、もう国の示したといいますか、そもそもデマンド型交通が担うものが交通の支線を担うものという考え方である交通手段となっておりますので、必然的に幹線となるべき鉄道駅であったり、バス路線につないだりが主目的となる交通手段だと考えております。

中村博行分科会長 それでは最後の11款のところですね、松岳畑のところですね。24、5ページ。これについての質疑を。

藤岡修美委員 災害復旧事業ということですが、土木にも同じ質問をしたんですが、査定自体は終わっているんですか。

山崎農林水産課技監 査定については、先月の27日の日に災害査定を受けて、次の日に決定しております。

藤岡修美委員 36の1の資料の一番最後。図面見ると、小さくて見にくいんですけど。これ片側を、これ植生ブロック、法枠ブロック、縦断図に小さく書いてあるんですけど。片側にそれをして、底張りをするんですかね。

山崎農林水産課技監 ちょっと横断図が小さいですけども、被災内容としては田がありまして、その横に用排水路の水路がありまして、山手が反対側にあるんですけども、復旧内容としては、水路災害ということで、計画線が書いてあるところがコンクリートブロック工になります。底張りという話が出ましたけれども、底張りはいたしません。コンクリートブロックの規定の根入れをとって復旧するという格好になります。

藤岡修美委員 縦断で、なんかちっちゃい字で何とかブロックと書いてあるのはコンクリートには読めんですけど。

山崎農林水産課技監 字が小さいのでちょっと分かりにくいですが、コンクリートブロックという書き方ではなくて、練積ブロックという漢字の練積という字が書かれております。

藤岡修美委員 それと平面図、これ延長が多分書いてあると思うんですけど。資料に延長がないので延長を教えてください。

山崎農林水産課技監 先ほど、次長のほうから御説明があったんですが、ちょっと字が小さくて平面図が見えにくいんですが、A箇所として13メートル、B箇所として7.3メートル、合計20.3メートルです。下のほうで旗揚げがされて、延長等が書かれていますが、これは小運搬だったりということで、A箇所、B箇所の点間延長だとかということが書かれております。以上です。

藤岡修美委員 査定を受けられたということ、これは多分査定用の図面だと思うんですけど。朱入れで落とされるようなことはない。これ全部採択になったんですか。

山崎農林水産課技監 先月の査定では、100%いただきました。

中村博行分科会長 災害関係ですけど、よろしいですね。それでは、審査番号の2の質疑を打ち切ります。ここで職員入れ替えのため、若干の休憩を挟みます。5分程度ということで、暫時、ここで休憩いたします。10時20分まで休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

中村博行分科会長　それでは休憩を解きまして、委員会を続行します。議案70号の産業建設分が終了しましたので、次に日程の2番、議案第58号、平成29年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に入ります。審査につきましては審査事業を先にします。審査事業25番について説明をお願いします。

深井経済部次長兼農林水産課長　産地パワーアップ事業について御説明申し上げます。この事業は地域の営農戦略として定めました。産地パワーアップ計画に基づきまして、産地地域が一丸となって収益力強化に取り組むに当たり必要な農業機械や集出荷施設等の整備に掛かる経費について、補助するものでございます。補助金の対象者は、産地パワーアップ計画に位置付けられました農業者や農業者団体等でございます。補助率は2分の1以内となっております。補助することで、生産体制の強化や集出荷機能の改善を図るもので、平成29年度は、有限会社グリーンハウスのネギ集出荷施設の建設及び選果機器購入経費に対しまして、8,366万1,000円を補助しております。指標は対象法人数としておりますが、平成29年度にはグリーンハウス1社がありましたが、30年度はこの事業を利用する対象者はございません。今後の方向性としては現状維持を考えております。以上でございます。

中村博行分科会長　今の説明に対して質疑を求めます。

河崎平男委員　産地、地域一丸となって収益力を高めようということですが、現在どのぐらいの作付で、どのぐらいの拡大をされるんですか。

平農林水産課農林係長　計画なんですけども、作付の拡大といった具体的ところはなくて、目標とする販売額を10%以上増加するという計画を定められております。

河崎平男委員　販売額はどのぐらいあるんですか。

平農林水産課農林係長 それは現状ですか、目標ですか。

河崎平男委員 現状はどのぐらいで、どのぐらい収益力アップするかということ。

平農林水産課農林係長 この計画を策定したときが平成27年度でございましたので、27年度の数字でございますが、現状値が1億5,969万5,000円。目標値、これは31年度でございますが、31年度の目標として2億3,305万円にするという目標が掲げられております。

河崎平男委員 課題改善策のところですが、事業対象はないということですが、啓発はやっているんですか。そういった中で、この事業はいつまであるんですか。ずっとあるわけじゃないでしょ。

平農林水産課農林係長 この事業がいつまでかというのは、まだ決まっていなかったと思います。啓発につきましてはJAさんに、毎年度、予算の編成時に、こういった事業がありますが御要望ないですかという働き掛けは毎年しております。

河崎平男委員 目標達成Aで何も課題改善策はない。それで現状維持。事業としておかしいんじゃないの。いつまでやるというのがあるんなら別よ。ないのにやね、現状維持、課題改善策がない、目標達成A、理解しにくいんだけど。

平農林水産課農林係長 今年度の事業、単独で見れば当然、課題改善するところがございます。なぜそのように付けたかということ、次年度以降、平成30年度において、この産地パワーアップ事業を実施する予定がなかったもので、そのように付けさせていただきました。

河崎平男委員 これは県支出100%ね。市の持ち出しがないからそういうふ

うな形でやりよってんじゃないの。持ち出しがあればこの評価も考えてやろうけど、何もない。全部トンネルやね。もうちょっとよう考えないといけんのじゃないの。

平農林水産課農林係長 先ほども申しあげましたけども、やはりこの事業単独で、29年度に行った事業で見れば、当然、改善点等ございました。今回これを出してしまったんですけども、今年度は次年度ないからといって、そのような使い方をせず評価していきたいと考えております。

岡山明副分科会長 この補助金なんですけど、これ28、27年度はないですけど、それ以前にもなかったということですか。

平農林水産課農林係長 ございませぬ。

中村博行分科会長 29年度に始めた事業です。

岡山明副分科会長 県の支出ですけど、その支出の条件というのは、今売上げが毎年10%と、聞いただけでも目まいがしそうな、普通民間で毎年売上げを10%上げていくような企業って、なかなか厳しいんじゃないかと思う。こういう条件がほかにも何かあるんですか。売上げ以外の条件というのもの。

平農林水産課農林係長 この計画を、まずその事業を始めるに当たって、目標というのは、御自分たちで定めていただくというところがございまして、今回の、このグリーンハウスさんにおかれましては、販売額の10%アップというところを目標とされたというところでございます。

岡山明副分科会長 今回グリーンハウスが補助金を頂くようになったんですけど、例えば売上げが今厳しい、最終的に1.5億円から2.3億ぐらいまで右肩上がりの形にならないといけないという状況の中で、例えば、

いろいろ気象の状況もあります。そういう状況の中で売上げが落ちたと、そういう形が2年ぐらい続いた状況で天候の形で落ちた場合、こういう補助金に対しての生産者に対してのデメリットといたらおかしいですけど、その辺はペナルティーというか、その辺はどういう形になるんですかね。

平農林水産課農林係長 10%アップと先ほど申しましたけれども、それは、毎年度10%ずつ上がっていきますよという話ではなくて、先ほど申しました平成27年度と平成31年度を比べて、販売額を10%アップしますというような計画でございます。もし、平成31年度に10%アップというものを達成できなかった場合については、なるべく早く、その10%アップという目標が達成できるように指導をするということでございます。10%アップを達成できなかったからといって、即刻、補助金を返還してくださいよとかそういった話ではございません。

河崎平男委員 真ん中の人件費概算で人工数0.1、人件費58万3,456円になっているが、どういう仕事をやりよって。

平農林水産課農林係長 具体的にはグリーンハウスさんと県との間に入って書類のやりとりというところが主なものでございます。

河崎平男委員 事業者と県がやりとり。そういうときには、例えば、申請書とかの作成というのはないんかね。市はないということやね。

平農林水産課農林係長 申請書はグリーンハウスさんから市長宛に出てきて、今度は市長から県知事宛てのものを市は作るというような形になります。市でも申請書の作成等がございませう。まずはグリーンハウスさんから市長宛てに申請書が出てきます。今度は市長から県知事宛てのものを市で作ります。

河崎平男委員　そういった中で申請書の訂正とか、市はやりよってんですか。

平農林水産課農林係長　はい。当然やっております。

中村博行分科会長　そうしたら、当初予算のときからかなり変わってきている件について確認をしたいと思います。当初予算のときに2件出ておりましたよね。アスパラの関係と2件出ていて、JAが不採択になったということがあったと思いますが、最終的に総額も、当初は事業費が2億1,600万ぐらいでかなり減りましたね。これは、グリーンハウスでされた入札減ということだけでよろしいでしょうか。ほかにもありますか。

平農林水産課農林係長　当初はグリーンハウスのネギとは別にアスパラも対象に挙がっていたんですが、産地パワーアップ計画を作るに当たって、その作成段階においてアスパラについてはちょっと作成することができなかったということがございまして、よりハードルの低い県の事業があるんですが、産地競争力強化対策事業にアスパラについては移したという経緯がございまして、予算が減額となっております。

中村博行分科会長　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら続けて審査事業の26番、新規農業就業者定着促進事業について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長　では26番。新規農業就業者定着促進事業について御説明申し上げます。この事業は農業従業者の高齢化が進展する中、持続可能な農業の実現に向けて新規農業就業者を地域に定着させていく必要がございまして、そのため就農前の準備研修支援といたしまして、先進農家法人が実施いたします。件数に対して補助金を交付し、新規就農者の育成を図るものでございまして、補助金の交付対象者は県の認定を受けた指導農家で研修生を受け入れた農家、又は法人に対しまして研修生の人数にかかわらず、年額72万円を補助することによりまして、

新規就農する者の定着又は農業の担い手の育成を図るものでございます。平成29年度は二つの法人が研修生を受け入れておりますので、その法人に補助金を交付しております。そのうち一つの法人につきましては、受け入れた研修生2名のうち、1名は宇部市在住でございましたので、宇部市と2分の1ずつ補助金を交付しておるものでございます。指標は、指導農家数としておりまして、29年度は目標実績ともに2法人でございました。平成30年度におきましては、研修希望者がございません。課題といたしましては、新規就農者が栽培を希望する品目によりまして、指導農家が近隣にいない場合がございますので、その改善策といたしまして、指導農家を増やすこと、あるいは品目ごとに、JA宇部山口管内において受け入れる体制を整える必要があるというふうに考えております。今後の方向性としては現状維持を考えております。以上です。

中村博行分科会長　それでは質疑を求めます。

河崎平男委員　新規就農ということで、指導農家に補助されているということではありますが、新規就農者の定着率はどうなんですか。

平農林水産課農林係長　ここ5年間ぐらいで、新規就農された方で農業を辞められた方というのは、一人だけお聞きしております。

河崎平男委員　何人中何人で。

平農林水産課農林係長　平成24年度からで9人でございます。

河崎平男委員　そういった中で指導農家も法人ということで、宇部市さんもとということで2分の1ずつ。そういった中で、ここの課題改善策の中にも、受け入れ組織体制を整えるということでもありますよね。市内でそういう協議会的なものを作られて、例えば、そこで法人がたくさんある中で、どこが受けるとか、積極的にそういう協議の場が必要になってくるんじ

やないですか。例えば、農業生産法人の花の海さんもありますよね。総合的なことをやられて、たくさん指導されているんですが、そういう人たちも利用されるということは宇部市さんに半分行って、こっちが半分。地産地消じゃないが、本市の経済力アップに向けて、そういう体制作りは大事になってくるんじゃないですか。

平農林水産課農林係長 おっしゃるとおり集落営農法人の集まりというものはございますが、株式会社とか、そういう会社組織の法人も含めた会合とございますか、集まりというのは現在ございません。そういったものも必要ではないのかなというところもありますので、また考えていきたいとは思っております。

岡山明副分科会長 確認で、研修生を受け入れているんですけど、研修生としての条件です。例えば、パートじゃないんです。例えば一旦会社を辞めて新たにそこに、花の海じゃないけど、グリーンハウスじゃないけど、そこに就職する。そういう新たに研修生としてのそういう扱いは、条件に入らないという、要するに研修生の条件というものが確認したいんですけど。

平農林水産課農林係長 条件といたしましては、研修終了後、山陽小野田市において営農をしていただけるといったところが条件でございます。

岡山明副分科会長 今の最終の部分でちょっと分からなかった。市内で就農するということですか。そうすると、例えば花の海で、その後ずっと持続して就農するという形は対象外ということですか。

平農林水産課農林係長 基本的に、この指導農家の制度を利用される方の就職は、そういった農業法人に就職をされる方というわけではなくて、御自分で農業されていく方ということでございますので、終わった後に、花の海で就職されるような方は、また別に花の海でも研修の制度等ござい

ますので、そちらを利用されるのではなからうかと思えます。

岡山明副分科会長 今のお話を聞くと専業農家じゃないとだめと。そういう話を聞くと、専業農家は総農家数が2010年から2015年のこの5年の間に約284人減っているという状況の中で非常に厳しいと。そういう専業農家が減っている状況の中で、条件が専業農家じゃないと貸出ししませんと。研修生としての扱いはないという部分。これは私は、この統計から見ても農家が減っている状況の中で、専業農家やりなさいというのは厳しいと思うんですが、その辺は考え方どうなんですか。

平農林水産課農林係長 当然、新規就農された方は、やはり大変厳しい状況というところございますので、そういった方については就農から5年間ほど、国の制度といたしまして、農業次世代人材投資資金というものがございます。これは年間150万円ほど、補助金が出ますよという制度なんですけど、その補助金が出る間に営農、農業のほうを確立させていただくというようなこととございます。最初は150万円が出ますので、その間に何とか経営を確立してくださいよというのがこちらの趣旨でございます。

岡山明副分科会長 極端な話なんですけど、例えば、60過ぎて、サラリーマンを退職された方がいらっしゃると。そういう方がこの資金を花の海とか、グリーンハウスとかに勤めて、あとは、自分の百姓をすと言ったからおかしいんですけど、サラリーマンは退職後に、専業は厳しいんですけど、そういう形で退職者がそういう事業したときに、これが対象になるかどうかちょっとお聞きたいんですけど。

平農林水産課農林係長 新規就農者は原則45歳までというところがございませぬので対象にはなりません。

中村博行分科会長 ほかにありますか。指導農家は県が認定ということであり

ますが、大体、近隣を含めてどのぐらい対象になるのか指導農家数。

平農林水産課農林係長 指導農家として県の認定を受けられているのは、市内では1件。これが随時、指導農家として認定をしていっているわけではなくて、こういう品目について指導を受けたい人がいますと、その方の御要望聞いて、「どこに行きたいですか」みたいなことを聞いて、「ここで勉強したいです」ということがあって、初めて県のほうに指導農家として認定をお願いしますというような形になっておりますので、その条件として満たされている方というのはほかにもいるかと思うんですが、実際今認定をされているのはお一人だけでございます。

中村博行分科会長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは審査事業を終わります。決算書の6款、224ページから、農林水産業費について審査します。まず、農業委員会費の質疑を求めます。

河崎平男委員 農業委員会の関係で3条、4条、5条の転用があると思うんですが、どのぐらいの農地が1年間、転用されて減っているんですか。また、国県の権限で農地転用されたというのがあるんですか。その二つほど。

幡生農業委員会事務局長 おはようございます。農業委員会事務局の幡生でございます。農地転用の件数ということでございますが、平成29年度におきましては、まず農地法の4条、これは自らが農地を農地以外のものに転用する件数が年間で9件、第5条、人に譲渡して、その人が転用するという、権利の移転をして転用するというものが43件ございます。それから国や県の権限で転用したというものはございません。

河崎平男委員 4条、5条の 中で件数を言われたが、どのぐらい減っているか。

幡生農業委員会事務局長 転用面積でございますが、平成29年は1月から12月までの集計になるんですが、4条が8,197平方メートル、5条が3万2,086平方メートルとなっております。

河崎平男委員 年間大体このぐらいずつ農地が減っていくんでしょう。歯止めが利かんことになるんです。農業振興をやろうとしても、5条申請とかは3万平米、すごい面積ですよ。業者がそういう農地を転用してやるということは、ばく大減っていきよるということでしていくんですよ。農地なくなるよね。

幡生農業委員会事務局長 農地転用につきましては、転用を許可する際に立地条件、一般条件というのがあります。そういう基準が定められております。ですから、その基準に照らして、それにならば転用を行わざるを得ないという状況です。農地につきましては、農地には区分がございます。農用地区域内農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地というのがございます。農用地区域内農地というのは、これは農業振興地域の農用地なので、転用はまずできません。第1種農地につきましては、10ヘクタール以上連たんしている優良農地でございますから、転用はできません。ただ、集落接続といって集落に接続していたりする場合は転用できます。3種農地というのが、用途地域内、いわゆる都市計画区域の用途地域内の農地でございますから、これは土地としては農業振興を行うべき土地じゃないわけです。都市的土地利用を行うべき土地でございます。一応そういう基準に基づいて農地転用をしておりますので、その点から言いますと、守るべき農地を守っていけるというふうに私は考えております。

中村博行分科会長 先ほど出ましたけれど、年々このぐらいの面積が確実に減っているわけですか。傾向というのはどうなんですか。

幡生農業委員会事務局長 年々、減っているか、増えているかということでご

ございますけれども、今推移を説明しますが、農地法4条で言いますと、27年の1月から12月までに約1万3,000平米。これが28年度になると6,000平米で、29年度は8,000平米ということになります。それから5条は27年度が約4万2,000平米、28年度が4万5,000平米、29年度はぐっと減って3万2,000平米ということになりますので、傾向としてはつかみにくいんですが、そういう推移になっております。

河崎平男委員 農業委員会費の関係で不用額がたくさん出ていますね。この要因は何ですか。

幡生農業委員会事務局長 不用額の主なものについて御説明申し上げます。まず報酬でございますが、これは実は9月に農業委員さんが、78歳の方なんですけど足が悪いということで、退任されました。3月末まで欠員でございましたので、その方の報酬が不用額となっております。それから委託料でございますが、システム開発委託料につきましては、76万7,000円ほど不用額が出ておりますが、これはちょっと話が長くなるかもしれないんですけど。農業委員会では農地台帳を持っているんですけど、平成26年度に全部電算化しなければならなくなったということで、今は全部電子データになっております。去年、農林水産省が全国の農地データをクラウド化して、本省が集中して管理するという農地情報公開システムを作りました。平成26年に山陽小野田市は電算化したわけなんですけど、それは山陽小野田市でサーバーを持っていて、そのサーバーと固定資産税の情報と住民情報を突合しなければならない。これも法律で決まっております。去年そういう形で国がクラウド化して本市のシステムが使えなくなったもので、新しく国が持っている農地情報公開台帳システムと、本市の固定資産税台帳、住民基本台帳のデータを突合、照合しなきゃならないシステムを開発するというので、その内容が、登記簿の地目が田や畑は農地というのは明らかでございますけれども、実は固定資産税が登記簿地目のまま課税しないわけで、実は宅地

介在田とか宅地介在畑とか、いろんな種類の課税があるわけです。そういうものを全部拾い上げなきゃいけないし、農地は現況主義でもありませんし、それも全部拾い上げなきゃいけないから、非常にデータ数が多いということで、当初見積りをとったときには、かなりの額になりました。ところが実際に運用というか、その委託をして開発するときに調査は、当初予想したよりはデータ数が少ないということで、値下げをすることができたということでちょっと不用額が出ました。それから、もう一つは使用料及び賃借料で52万ちょっとの不用額出ておりますが、これについては、これも実は去年、農業委員会改革をやって変わりましたが、今まで農業委員25人だったのが、農業委員が14人、推進委員が14人というふうになって、推進委員が何をするかというと、14地区に市域を分けて、その人に一人ずつ立ってもらうんですけど、実はこの方に農地利用状況調査を全部してもらったわけなんです。たまたま農業委員も14人おりますから、農業委員も14区域に一人ずつ張り付けて、協力してやってもらったわけなんです。それ以前は、実は農業委員も協力してもらっておったんですけど、主に我々が臨時職員を雇って、その方にやってもらってました。ですけど、去年はそういう形で農業委員、推進員にやってもらいましたので、現場の方がやってもらったということで、今までは臨時職員がやっていたので、レンタカーを2台ほど借りていたんです。それを1台にして、期間を短くした関係でちょっと予算が余ったという形です。

藤岡修美委員 先ほどの農地転用のほとんどが用途地域内の3種農地ということでしたが、山陽小野田で言うと、高千帆地区は用途地域と農用地が混在している、全国的にもスプロールという、余り褒められた用途地域の貼り付け方ではないんですけど、排水で見ると、農業関係の排水路があって、大雨が降ったときのポンプ場も農林関係の補助が入ったポンプ場ということで、そういった観点から、大雨が降ったときに用途地域内であっても、農地の確保は必要ではないかという、それは農業委員会に回答を求めても難しいかも分かんないですけど、そういったことが必要に

なっているんじゃないかなと思います。用途地域内の農転を農業委員会で止めるというのは難しいと思うんですけど、そういった大雨が降ったときの一時的な冠水地、用途地域内であってもいるような、農地を確保するというのには大事ではないかと思います。これは、回答を求めるのは無理かな。

幡生農業委員会事務局長 今、先に言われた主に第3種農地と言われましたけど、そういうわけじゃないわけですね。2種農地、1種農地でも、1種農地はかなり難しいですけど、一般基準、立地基準にかなえばできますし、2種農地というのがあるわけです。これは1種農地にも、用途地域にも該当しない農地が2種農地なんですけど、2種農地も、その転用をされる方が、ほかに用途地域内に農地を持っていらっしやらなかつたら、その2種農地は転用できるんです。代替性がなかつたら転用できるんです。だから、用途地域内が主に転用が多いというわけではないわけなんです。今その農地種別ごとの転用件数については今資料持っていませんけれども、それとあとの後段のお話でございしますが、農地転用の審査基準の中で農地が持つ保水力とかは基準には入っておりませんから、それは私からは答弁ができない状況でございします。

中村博行分科会長 農業委員会費はいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に農業費全般です。ページを追っていきます。226、227の2目で何かありますか。228、229。

岡山明副分科会長 3目の青年就農給付金。これは先ほど40歳以下という話を聞きました。該当者がどのくらいいらっしやるかお聞きしたい。

平農林水産課農林係長 平成29年度においては5名です。

中村博行分科会長 これは年々増えていって、現在が5名ですか。

平農林水産課農林係長 受給者自体は、ほぼ変わってはおりません。1人増えても1人期間が終わって減るという形ですので、大体5人か6人か、これぐらいの人数で毎年受給者の数は推移しております。

中村博行分科会長 これは何年から始まったんですか。

平農林水産課農林係長 平成24年からです。

中村博行分科会長 5年たった方がいらっしゃるということですね。

河崎平男委員 市民農園の利用はこの農業振興でいいんですかね。市民農園の利用率はどのくらいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 市民農園につきましては、3か所ございます。高栄地区が45区画ございまして、そのうち利用が42。烏帽子岩地区が44区画に対して利用が34。わくわく農園、山陽地区でありますけれども、26区画に対して利用が19画地となっております。

河崎平男委員 利用率の関係だけど、わくわく農園の見直しとかは必要になってくるんじゃないですか。事業の集中と選択とかね、予算上そういう取組をやりよった中で、26の19というのは低いんじゃない。

深井経済部次長兼農林水産課長 確かにおっしゃいますように利用者数が低いと思われるところはございます。烏帽子岩につきましても約10区画が29年度には利用されていない。わくわく農園につきましては7区画が利用されていないというところがございます。市民農園につきましては広報やホームページ等でPRをしておるところでございますので、それにもかかわらず、利用者数が少ないというところではPRの仕方にも、問題があるのではなかろうかなと思いますので、そのPRの仕方も含め、今後利用が増えるような対策を考えていきたいというふうに思います。

中村博行分科会長 230、231ページ。

岡山明副分科会長 19節の多面的機能支払制度補助金、これはどういう部分に補助されているのかお聞きしたい。

深井経済部次長兼農林水産課長 多面的機能支払制度補助金につきましては、農地を維持管理いたしまして、農地の集積を後押しするというもの。また、農地、水路、農道等の資質の向上を図る共同活動、農家さんの共同でやるものです。それから、また農地、水路、農道等の資質向上を図る長寿命化活動というものがございます。その活動等に対しまして補助金を支給するものでございます。

中村博行分科会長 現在どのくらいの団体がありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 農地を維持管理し、集積の後押しにつきましては18組織ございます。農地、水路、農道の資質向上を図る共同活動。これも18組織。また、長寿命化活動。これについては12組織でございます。

中村博行分科会長 今の数字は延べですよ。

深井経済部次長兼農林水産課長 延べでございます。

岡山明副分科会長 18グループがあると言われてたんですけど、小野田と厚狭で幾つぐらいの形に別れていますか。

壹岐農林水産課主査兼耕地係長 農林水産課の壹岐です。よろしく申し上げます。18団体のうち、小野田が高千帆校区に1団体あり、後潟地区に1団体あります。小野田が2で、山陽が16になります。

岡山明副分科会長 小野田が2で厚狭が16というグループがある。その組織はどのような形の組織体になっているんですか。それを確認したい。水路とか、自治会のほうも今厳しいという状況の中で、この農地の多面的の部分でちょっと使えないかという話があるんですけど、その辺は今言われた18グループの中に普通の自治会じゃないけど、あくまでも農家を対象としたそういうグループかどうか、その辺をちょっと確認したい。

中村博行分科会長 小規模土木とは全然違うよ。

壹岐農林水産課主査兼耕地係長 グループの形態なんですけども、一つの集落といいますか。例えば、農地であれば一団の一まとまりの地域で、それぞれ団体を作って、この交付金を受けておられるというのが現状であります。自治会とかじゃなくて、土地の一塊とか、そういった形で組織を作っておられます。

岡山明副分科会長 自治会とは全然別個なんですけど。そうすると農家と絡みはどうしても、住宅地とかの絡みがあって線引きとか出てくるんですけど、あくまでも農家を対象とした考え方で、一つの単位と。その土地、道を挟んで、例えば、その溝を挟んで、今度は用途地域が違っていると論外という形でいいんですか。

壹岐農林水産課主査兼耕地係長 耕作をされている方が交付金を受ける対象になりますので、耕作をされている方で水路の形態とか土地の塊とか、そういう中で組織を作られております。

河崎平男委員 関連があるんですが、対象面積はどのぐらいなんですか。18団体で農振地域のみですよ。どのぐらいの面積をやっているんですか。

壹岐農林水産課主査兼耕地係長 対象18組織全て農振地域が対象になりまして、18組織の合計は6.6キロ平方メートル、市の面積の5%に相当

するところで取り組んでおられます。

中村博行分科会長 232、233、続けて林業費にいきましょうかね。林業費も含めて232から233。

河崎平男委員 林業の関係であります。特に、市有林の整備等も本気でやられているんですが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのが出ておりますが、この実績というか、県も国もどんどんやりなさいよって出ておりますが、そういう指針は本市で作っていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 本市におきましても、その計画がございます。

河崎平男委員 そういった中で今後の利活用、例えば植生の小中一体型ができる。それから、複合施設もできる。木材利活用されるというのは、農林だけじゃなしに、関係課との協議はされているんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 木を切りましてから、実際にそれが建設資材として利用できるようになるまでに、2年ぐらいの月日が掛かります。乾燥させなければならぬというのが主な理由でございますけれども、公共施設の今後の建設の計画があろうと思っておりますけれども、今言いましたように、切ってから使えるまでに約2年掛かりますので、2年後以降のものにつきましては、今生えている木が使えるということになるろうと思っておりますけれども、これにつきましては、建設住宅課との協議も必要になってまいりますし、まだ今から建設をしようとする施設の管理を担当しております課との協議というのも必要になってまいりますので、そのような関係各課とこれから協議をしていきながら、利用促進を図っていきたいというふうに思います。

河崎平男委員 答弁が違うんじゃない。以前、答弁の中で複合施設には化粧版を使うとか、そういう答弁をされております。なぜ今からという話にな

るの。「今から話を」というのはないんじゃないですか。化粧版とか積極的に使うということだったですよ。本体自体はなかなか難しいかも分からんが、化粧版とかは、見栄えがいい木材を利用しようということで、これだけの整備をされている中、利活用しないといけないんじゃないですか。答弁もされておりますよ。

平農林水産課農林係長 市有林の木材について利活用はしていかなければいけないということは思っておりますが、ちなみに埴生の複合施設においては腰板というところについては、県産材を使うというところはお聞きはしたんですけれども、残念ながら、市有林の木材については使用の予定は今のところございませんので、今後、そういった働き掛け等に取り組んでいきたいと考えています。

河崎平男委員 是非、その辺は積極的に横の連携を取って、やっぱり利活用すべきだと思いますよ。是非、お願いします。

中村博行分科会長 今の件ですが、厚陽小・中学校のときに、すごくいい教訓を得たと思うんです。結局、2年ぐらいとおっしゃったけど、2年、3年は要ると思うんですよね、乾燥するのに。厚陽のときは答弁が強制乾燥の技術が相当進んでいますので心配ありませんというので、使った挙句、ドアはひわるし、開け閉めはできないという状況があったので、そういう教訓があったので、もう何年も前ですよ。それは以後、埴生小・中が早めに計画をされていたにもかかわらず、そういった今の状況であるというのは反省を求めたいと思います。せっかくいい財産がありますので、利活用を。ただ、コストの点などいろいろあるかと思うんですが、今、河崎議員がおっしゃったような積極的な活用を望みたいと思います。

岡山明副分科会長 有害鳥獣の分ですが、二つ項目がありますよね。この違いをまずは確認したい。223ページの13節と19節の二つです。

平農林水産課農林係長 まず、13節の有害鳥獣捕獲委託料についてですが、これは有害鳥獣の捕獲について、山陽地区猟友会と小野田地区の猟友会それぞれについて委託をしている委託料でございます。次に、19節の有害鳥獣捕獲奨励補助金についてですが、これは、捕ったイノシシ1頭につき幾らという形で補助金を支出しているものでございます。

岡山明副分科会長 去年結構300弱ぐらいの頭数を捕っている。去年はどのぐらいですか。

中村博行分科会長 こんなのは出ているけどね。26ページ。

岡山明副分科会長 239ですね。その前の年が275頭ぐらい捕っているみたいなんですけど、ちょっと数的には減っているという状況で、今猟友会の人数っておかしいんですけど、山陽地区と厚狭地区の人数はどのぐらいですか、メンバーの数は、猟友会。

平農林水産課農林係長 猟友会の人数というのは手元にないんですが、有害鳥獣駆除隊の人数で言いますと、小野田が13名、厚狭が15名でございます。

岡山明副分科会長 小野田が13名、厚狭が15名という話みたいなんですけど、年齢というのは。頭数が今回減ったということで、30頭減ったんですけど、その部分で、高齢化っていうのは考えられているかどうか、その辺をお聞きしたい。

平農林水産課農林係長 当然、高齢化という問題があるということは認識しております。

岡山明副分科会長 年齢的に厚狭地区と小野田地区の、その辺は掌握されてな

いということですか。

平農林水産課農林係長 詳細は把握しておりません。

水津治委員 19節の不用額が151万5,760円出ていますが、この要因が分かれば教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 主な要因といたしましては、一番上にあります有害鳥獣捕獲奨励補助金。それと、次のページにございます、有害鳥獣防護柵等設置事業の補助金。これが、当初の見込みよりも出なかったというのが主な理由でございます。

水津治委員 今の二つの項目で不用額が出た。これは割合というか、金額的にどちらがどのくらい余ったとか分かりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 一番大きいのが235ページにございます防護柵設置補助金でございます。これは当初予算200万円でございます。それに対して83万4,000円しか出なかったという、これが一番大きいものでございます。

中村博行分科会長 今の関連ですけども、これも200万行っていないので指摘はされたと思うんですけども、それからの対策というか、この使い道が悪いのではないかと、要件がね。もうちょっと緩和して満額使えるようにという話だったと思うんですけど、それ以降変更されたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この有害防護柵設置補助金につきましては、28年度から始まりまして、29年度の実施の時には一段ハードルを下げたところがございます。ハードルを下げましても、まだこのように利用が少ないというところは、まだまだ高いところがあるのかなという気はしておりますので、要綱等を精査いたしまして、利用していただきや

すいような中身に変える必要もあるかと思ひます。そこについては今後十分な協議をしていきたいというふうには思ひます。

中村博行分科会長 それと啓発ですよね。こういうのがありますよというね。これをもっと周知されるように努力をお願いしたいと思ひます。

岡山明副分科会長 また猟友会に戻るんですけど、猟友会に対しての市としての立場はどういう形になっているんですか。やっぱり今、厚狭、小野田の猟友会のメンバーは厚狭地区のほうがどちらかと言えば高齢化が進んでいるという状況の中で、小野田猟友会のメンバーが厚狭のほうに交流するという形を、市のほうからある程度プッシュすると言ったらおかしいんですけど、もう少し頭数を増やすという。有害鳥獣、イノシシ、鹿の駆除に市から猟友会に対して、見直しをかけていただいて進める。そういう形は難しいんですか。

平農林水産課農林係長 厚狭地区において、厚狭地区の猟友会が駆除等できないということがあれば別なんでしょうけども、今実際、厚狭地区においては厚狭地区猟友会さんできちんと対応していただいておりますので、今のところそういったことは考えてはおりません。

岡山明副分科会長 頭数自体は昨年、一昨年より少なくなった。それはやはり駆除隊のほうの人数、高齢化が影響しているというわけじゃないと。あくまでも、それで市からの指導と言ったらおかしいけれど、そういうものはできないと。駆除隊が問題なく駆除されているという解釈になりますかね。そうすると。（「はい」と呼ぶものあり）

中村博行分科会長 確認ね。

河崎平男委員 有害鳥獣として鹿も大分捕獲されておりますが、どの辺りまで生息しているんですか。下関行政境ぐらいとか、美祢、宇部、どの辺り

が多いんですか。

平農林水産課農林係長 目撃情報自体は小野田の千崎辺りでも寄せられてはおりますが、多いところは河崎議員がおっしゃったように、下関と境。あの辺りが多いのは多いです。

河崎平男委員 捕獲されて、利用はどのようにされているんですか。例えば、下関やほかのところもジビエ材料として出しているんですか。自分たちが食べているんですか。

平農林水産課農林係長 ジビエ等に出されたという話は、こちらではお聞きしたことはございません。

中村博行分科会長 それでは林業費を終えましょう。水産業費。

河崎平男委員 繁殖保護事業補助金がありますが、種苗放流して、効果というか、どれだけ漁獲というか、捕獲されているんですか。放流されているんですが、どれほどの量が捕獲されているのか。ガザミ放流事業19万尾、クルマエビ31万7,000尾、抱卵ガザミ1,437尾、これだけ放流されて、どのぐらいの漁獲量というか、何尾ほどあるんですか。そういう追跡調査等はされているんですか。

和田農林水産課水産係長 クルマエビ、ガザミの漁獲量について、何尾というよりは何トンになるかと思うんですが、資料が手元にはないんですが、ガザミにつきましては、放流をしているということで、一定の実績は上がってきているというふうには聞いております。クルマエビにつきましても、放流場所等をいろいろ試してということで、今年度放流しましたものについては、つきがいいのではないかとというふうなことを漁協さんのほうから、お話をいただいております。

河崎平男委員 各漁協に何尾取れたかを確認してください。

和田農林水産課水産係長 やっておりますが、手元に資料がございません。

中村博行分科会長 数字がないとなかなか審査できませんから。水産業費の237ページの上段ぐらいまで、全部含めて質疑をお願いします。234から237まで。

藤岡修美委員 刈屋漁港と高泊漁港で長寿命化の計画を策定されておりますが、この中身について。

山崎農林水産課技監 業務委託でありまして、市内に4漁港、刈屋、高泊、埴生、梶がありますけども、漁港海岸ですね。漁港ではなくて漁港が受け持っている海岸についての護岸だとか、胸壁だとか、陸^{りっこう}閘だとかという物の長寿命化計画を、まず調査をいたしまして、長寿命化計画を策定しております。今年度については埴生と梶について同様に行って、四つの漁港海岸を行っているところです。

藤岡修美委員 長寿命化事業の方針というか、具体的にどういう形でやられるのか分かれば。

山崎農林水産課技監 まず現状把握ということで、工事をしまして、年数が経っていると思うので、例えば護岸だとかがどのぐらい悪くなって、どのぐらいいいのかという判断だとか、陸閘であれば、開け閉めができるだとかということ等を判断いたしまして、それから優先順位をつけて長寿命化、いつやってということのを計画しております。まずは点検をして、その後がいいものなのか、悪いものなのかを判断いたしまして、計画を策定しているところです。

藤岡修美委員 調査が主で、具体的にどういった方向でやるというのは見えて

こない。

山崎農林水産課技監 現状で、例えば、護岸であれば、何メートルスパンだとかということで調査をして、そこについて、悪かったとかという判定があれば、その部分について、コンクリートを打設するだとか補強をするだとか、更新するだとか、その辺でランク付けをして、改善するものは改善するというようなことで、委託業者からの提案を受けているところ
です。

中村博行分科会長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり） 237ページまでの審査を終わります。292ページ、災害復旧292、293、これだけ。ここの中でありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） そうしますと、農林水産関係については審査を終わり、職員入替えのために5分間、40分まで休憩をしたいと思います。

午前11時35分休憩

午前11時40分再開

中村博行分科会長 よろしいですね。ではそれでは休憩を解きまして委員会を続行いたします。

深井経済部次長兼農林水産課長 農林水産課の深井です。先ほど河崎委員さんのほうから質問のありました、放流後の結果ですけれども、まずガザミにつきましても刈屋漁港は0.6トン、高泊が0.7トン、梶漁港が0.6トン、埴生漁港が2.7トン、合計4.6トンでございます。クルマエビにつきましても、刈屋、高泊、梶は漁を行っておりません。埴生漁港で0.5トンということでございます。それと、岡山副委員長からございました多面的機能の組織の数、先ほど小野田が2組織で厚狭が16

と申し上げましたけれども、これを訂正させていただきます。小野田が3組織、厚狭が15組織でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。以上でございます。

中村博行分科会長 よろしいですね。それでは、審査に入ります。次に審査番号23番から入ります。雇用能力開発センターです。説明を求めます。

河口経済部次長兼商工労働課長 それでは、23番、雇用能力開発支援センター駐車場整備事業について、説明をさせていただきます。決算審査資料の89ページをお開きください。当該事業は、隣接する学校給食センター関係者用に、雇用能力開発支援センター東側駐車スペース18台分を貸し出すことにより、雇用能力開発支援センターの利用者及び地域職業相談室の利用者の駐車スペースが減少し、利用者に不便が掛かることのないよう駐車場を整備するものであります。90ページを御覧ください。整備前の駐車スペースは、上段写真に記載していますように、駐車枠122台分と写真右側の北に延びる道路左側の斜めの駐車枠18台分の計140台分となっていました。このたびの改修におきまして、駐車場の整備は、90ページの下段写真の正面入口右側の未舗装駐車スペースを舗装し、20台分の駐車枠線を引いたことにより、4台分駐車スペースが増加し、駐車場中央にある樹木を撤去し、舗装したのち、駐車場として駐車枠を引き直しにより、11台分の駐車スペースが増加しました。また、駐車場南側の駐車スペースを効果的に確保するため、駐車枠の引き直したことによる14台分の駐車スペースが増加いたしました。以上により、4台+11台+14台=29台分の駐車スペースが増加しました。結果として、140台分-18台分+29台分=151台分の駐車スペースとなりました。事業費につきましては、工事請負費6,974,640円(税込み)であり、全額一般財源であります。活動指標は、「駐車場の整備」で、整備完了で100%の実績で、目標達成度は「A」としています。平成29年度事業完了であるため、今後の方向性等の記載はありません。以上で説明を終わります。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

奥良秀委員 私もよく出入りしたり、周りを通ったりするんですが、駐車場がきれいになったことはいいんですが、まず一つ、90ページの右側です。そのコンクリート壁がずっと連なっていると思うんですよ。そういったものですか、あと東側を市道に沿っているブロックですね。こういったものを一緒になぜ撤去しなかったのか教えてください。

河口経済部次長兼商工労働課長 今回の整備につきましては、駐車場確保ということで、給食センターが建設されたということに伴います、給食センターの駐車場の確保ということでございます。30年度になりますけども、この間の地震の関係でブロック塀を調査いたしまして、基本的に西側のブロックが不適合でした、その辺の整備はしたところでございます。あそこはブロックでありましたので南側の玄関のほうから入っていく、入り口のほうから入っていくとこの壁についてもちょっとずれたりしております。この辺については、今後、整備のことを考えていかないといけないのかなというふうに思います。それと、あと、道路側につきましては、今のところ整備の予定はありません。そういうことで、今回は整備等をしておらないということになります。

奥良秀委員 東側のブロック塀のお話で今のところ計画はないということなんですが、かなりの距離もありますし、長さもありますし、もちろん、ブロック塀の診断を第1段階はされていると思うんですが、第2段階はされる予定はありますか。

河口経済部次長兼商工労働課長 調査いたしまして、その基準に合っているということで、今後調査する予定はございません。

奥良秀委員 御存じだと思うんですが、東京とか大阪とかそういうところは第

1 診断は大体皆さん終わってしまっていて、今、大体、第2診断っていうのがありまして、例えば赤外線等で、要は腰壁とブロック塀がちゃんとひっついているかどうかというものを検査しています。今、山陽小野田市に関しては、教育委員会の資料等々では目視で検査しましたよという報告は上がってきています。ただ、それで問題はないよっていても、多分問題は出てくると。例えば今言ったとおり腰壁がちゃんとひっついているかどうか。仮に市のほうがオーケーでも地震があった場合に腰壁だけ立っていて、壁は倒れているとか。そういったものが多々全国でありますので、そういったものを今から調べていくという方向性はお持ちでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 今の奥委員さんのお話でございしますが、基本的には商工労働課というか、このポリテクセンターだけではなく、全体的なことを考えていかないといけないのかなというふうに思いますので、その辺を検討の課題とさせていただきたいと思います。ここで、正確な回答は言えませんが、申し訳ありません。

奥良秀委員 これの北側に給食センターができて、フェンスで境を付けられていまして、給食センターで働かされている従業員の方がこちらのほうの駐車場に入られて車に乗って帰られるというシステムになっていると思うんですが、たまたま給食センターの竣工式の見ていると施錠をされているのかなというような、クエスチョンの部分がありまして誰でも勝手に出入りされているような感じを見受けられたんですよ。だからそういったところで給食センターのほうから職業訓練センターの方に行かれる部分に関してはいいと思うんですが、逆に職業訓練センターの人が勝手に入られたらちょっと問題があるかなと思いますので、施錠等々が今どういうふうになっているか確認してもらってもよろしいですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 私もここ通ったことがございますので、施錠はありません。ないと思います。基本的には給食センターのほうで設置

されたフェンスでございますので、その辺を自由に出入りできるということも含めてそういうふうを考えられて設置されたのかなというふうに思います。それはうちのほうで施錠をしましよとかという回答はできませんので、それはまた給食センターのほうにもお話はできると思っております。

岡山明副分科会長 雇用センターの151台というと11台余分にできたと。余分に増えたっていう形なんですけど、その必要性があるかどうかというところ稼働率というんですかね。今まで不足であったと。そのため、また増えたということなのか。その辺は用地の関係上増えた。11台増えた経緯は何かありますか。

河口経済部次長兼商工労働課長 基本的には18台ほど、給食センターのほうにお貸ししますので、その分が不足すると。労働基準協会とかが本当にいっぱいになるのが現状でございます。ですから、そこを回避しようということで、そこを整備する中で、18台をまず確保しないとイケないのかなということでありました。結果として線の引き方も含めてやった場合に、11台ほど増えているというのも現状だというふうに思います。

福田商工労働課商工労働係長 商工労働課の福田です。よろしく申し上げます。この今示している図面の中央部分に舗装部分のスペースがあるんですけども、やはり先ほど次長も申し上げましたとおり、講習が重なったときに受講とか多いときは、こちらの未舗装部分にも駐車枠が足りなくて乗り上げて駐車していただくことっていうのもございましたので、今まで多いときは150台ぐらい。目視ではございますけれども駐車場が必要だなというところもありまして、このたび駐車場が151台と確保できましたので、これで利用者にとって駐車所が確保できたのではないかなと考えております。

岡山明副分科会長 研修生で目いっぱいするときもあったという状況の中で18台センターに貸し出したという状況の中で、先ほどもお話があったんですけど竣工式に行ったときに18台貸し出したということは、センター側のほうの駐車場もちょっと手薄と。いっぱいいっぱいという状況で、逆に考えると、18台分プラスアルファして、今後センター方式に変わったということで視察される方も増えるという中で、今のセンターの駐車場では手狭な感じがあるという状況で、11台分増えた。11台分増えた状況で、そういう余力があるということで、センター側のほうから臨時の場合、新たにフェンスが開閉できるという状況がどうもあるみたいですから、その辺で、ある程度給食センター側のほうからこれをこちらのほうに、受けられる、臨時の場合の駐車場の貸出しといたらおかしいんですけど、研修生の研修日と重ならない限りにおいては、センター側のほうの視察のメンバーに対する優遇措置を採るということで駐車場の利便性を利かすという形は今後考えていただけるかどうかお聞きしたいんですが。

河口経済部次長兼商工労働課長 利用の状況を見ての話になるかなというふうに思いまして、そういう相談があれば視察があるよとかいう話があれば、うちのほうに御相談いただければいいと思うんですが、ただいっぱいになったときにやっぱりそこはどうしようもできないという、現状では当然ありますしそのカリキュラムによって、なかなか駐車ができない。南側であれば、いろんなクレーンを使ってやったりするのがあって駐車場がそこで使えないという状況も当然出てきますので、基本的には恐らく当然応じますけども、給食センターのほうを職員は違う場所に置いていただくとか、そういうことが考えられるのかなというふうに思うんですが、勝手なことは言えませんので、一応御相談には応じることが可能であろうと、いうふうに思いますが、なかなか難しいところもあります。

中村博行分科会長 よろしいですか。審査番号23番については審査を終わります。午前中の審査をこれで一旦終わります。時間的に難しいかなと思

うんで、午後は決算書の5款から、ちょっと中途半端になると思いますけれどもやむを得ないと。これで午前中の審査を終わります。午後は13時から再開をしますので御参集のほどよろしくお願ひします。それでは暫時休憩に入ります。

午前 11時57分休憩

午後 1時再開

中村博行分科会長　それでは休憩を閉じまして午後の分科会を続行します。審査事業が終わりましたので5款労働費、決算書220ページからまいります。まず、220から223まで、質疑を求めます。

河崎平男委員　223ページですが、不用額の15節、87万5,560円出ておりますが、要因は何なのですか。

福田商工労働課商工労働係長　こちらの不用額につきましては、雇用能力開発支援センターの駐車場整備事業といたしまして、工事費を当初挙げておったものよりも実際工事のほうを実施した場合に697万4,640円ということで、工事のほうが完了しましたので、その残りの不用費でございます。

中村博行分科会長　シルバー人材センターのことについてお聞きをしようと思っておりますが、今人数がだんだん減少傾向にあるんじゃないかという気がしますが、その辺りの、最近の傾向ですよね。その辺りお聞きしましょう。

福田商工労働課商工労働係長　シルバー人材センターの会員数につきましては、29年度末で480人となっております。近年、定年延長や継続雇用制度の導入によりまして、60からシルバー人材センターの会員になれる

んですけれども、そういった働き盛りの方たちが定年延長や継続雇用でまだお勤めされているというような状況になっておりますので、その関係もございまして会員数が近年減少しておるとい状況になっております。

中村博行分科会長 225ページまで全部でいいですよ。

奥良秀委員 225ページの21節貸付金で268万円が挙がって、不用額268万となっているんですが、この要因を教えてください。

福田商工労働課商工労働係長 こちらの貸付金の不用額につきましては、県と協調して実施しております、勤労者緊急小口資金貸付の預託金100万円と離職者緊急対策貸付預託金168万円で、こちらが県と協調いたしまして、中国労働金庫さんで融資を行うんですけれども、事案があった場合に金融機関さんに預託をするということで、予算のほうは確保しておりましたけれども、利用された実績がございませんでしたので、そのまま不用額ということで挙げさせていただいております。

奥良秀委員 これ実績的には2年間、3年間前ぐらいから実績はありますか。

福田商工労働課商工労働係長 実績等となるとですね、10年ぐらい前には山陽小野田市の方でも使われていた実績がございましてけれども、近年では山陽小野田市で使われている方っていうのがいらっしゃいません。

奥良秀委員 なぜ実績がないかっていうのは調べられていますか。

福田商工労働課商工労働係長 こちらの勤労者小口資金であったり、離職対策資金につきましては、労働者の方が結婚資金や生活費等に困窮された場合に、利用できるというような制度になっておりまして、中国労働金庫さんや県とも、こういった制度があるということの周知を行ったりとい

うことはしておるんですけども、金利も29年度は1.71ということで、近年金融機関の金利の変動等もございまして、なかなかこちらの制度を利用される方がいらっしゃらないというような状況になっていると考えております。

奥良秀委員 私が教えてほしかったのは、やっぱり金利の関係があると思うんですよ。仮にもうここで要は不用額が出るのであれば、考えてもらってもいいだろうし、使っていただきたいと思われるのであれば、金利の改正をしてもらえればいいと思うんですが、どうでしょうか。

福田商工労働課商工労働係長 こちらの制度は県の制度になっておりまして、平成30年からは金利も1.66と金利の改正というのも行われております。市といたしましても、労働者にとってこういった生活困窮とか必要な資金を貸し付ける制度として近年利用実績はないんですけども、しっかりこういった制度を持つ中で、こういったものが必要な方には積極的にPRというか、情報提供いたしまして活用していただきたいなど考えております。

奥良秀委員 労働者の若い方とかっていうのは、給与等が低いところもありますので、是非、こういったものを活用できるように、市のほうも力を入れてやっていただきたいと。これは、お願いということで。お願いいたします。

中村博行分科会長 225ページまで全般でね。そしたら勤労青少年ホームですよね。もう公共施設の白書の中で市に二つあるということで、統合の問題も含めて見解をどう考えられていますか。

河口経済部次長兼商工労働課長 今回の山陽勤労、小野田勤労二つの勤労青少年ホームがございます。前々から一般質問でも、今回もちよっとあるのであれなんですけど、基本的には統合していきたいという答えをさせていた

だいております。あとは時期の問題ですけれども、これは基本的に利用されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺を前からも言っておりますけれども、確認をしながら、利用を抑えるのではなくどうにか利用していただけるような方法も含めて検討しながら、その方向性を見ながら考えていきたいなというふうに思っております。基本的には山陽勤労におきましては、そういう方向性で今考えていこうというふうには思っておるところでございます。勤労青少年ホームという制度といたしますかそういうものを含めて、それはまた後でも考えていかないといけないかなというふうに思っております。

奥良秀委員 勤労青少年ホームなのですが、小野田の勤労青少年ホームのところで、娯楽室というところが7件で3,561という人数が挙がっているんですが、これはこういった内容の事業をされているんでしょうか。

日浦小野田勤労青少年ホーム主査 この数字につきましては、選挙の投票所として利用していただいておりますので、娯楽室につきましては挙がっている人数につきましては、昨年の3回ほどありました選挙の来場者数が挙がっております。

奥良秀委員 ということはこれは使用料等は発生しているんでしょうか。

日浦小野田勤労青少年ホーム主査 こちらの利用につきましては選挙管理委員会のほうから減免の申請をいただいておりますので、利用料等は発生しておりません。

奥良秀委員 それであるならばこの娯楽室の3,561人っていうのは、本来の要は青少年ホームの使い方ではないと思われまますので、減らされたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 今うちも報告を受けまして、一応それで統計

として挙げておりますが、その辺は基本的には勤労青年ホームとして利用するというのが、35歳未満の方が実際に利用するというのが一応立て前といたしますか、そういうことになっています。ただ、現状、公民館と同じような活用の仕方もされていらっしゃると思いますので、その辺は、現状はそうですけれども、選挙については、その統計の取り方というのをもまた検討させていただければというふうに思っております。

中村博行分科会長 労働費全般よろしいですか。なければ質疑を打ち切ります。引き続き、商工費の審査事業に入ります。24番、厚狭北部デマンド型交通運行事業について説明を求めます。

河口経済部次長兼商工労働課長 それでは、24番、厚狭北部デマンド型交通運行事業について、説明をさせていただきます。決算審査資料の91ページをお開きください。説明の前に訂正をお願いします。成果指標のところのH28の中段の実績のところですが、19人とあるのを21.4人に、下段の達成率の86.4%を97.3%に訂正をお願いします。計算間違いでした。では、事業概要について説明します。厚狭北部デマンド型交通運行事業は、厚狭北部の交通不便地域である26自治会を対象に、2台の乗合タクシーによる輸送サービスの提供を行うものです。運行はタクシー会社に委託しており、毎週月、水、金の3日間、1日6便が厚狭北部と厚狭地域中心部の間を往復しています。利用に当たっては、事前の登録が必要で、運賃は1乗車につき300円としています。事業費につきましては、デマンド型交通運行業務委託料6,279万614円で、タクシー事業者に業務委託をしています。財源といたしましては、雑入として、タクシー事業者が受けた国からの補助金105万8,000円を市の歳入とし、残りを一般財源としています。次に成果指標です。当該事業については、成果指標を1日当たりの乗車人数としており、平成29年度は目標値の23人に対して、20.7人の実績となっており、達成率が94.1%で、目標達成度はBであります。課題及び改善策についてであります。利用実績としましては、前年度との比較に

においてほぼ横ばいで推移しており、一定の利用が見込める状況ではあります。目標値の達成には至っていません。また、事業実施における課題としましては、本市だけに限ったことではございませんが、利用者の多くが高齢者であり、かつ固定化の傾向にあるため、例えば、入院や施設入所等で御自宅を不在にされるような場合、利用者数の減少に大きく影響することとなります。改善策といたしましては、しっかり事業周知を行うことで、対象自治会にお住みの方にデマンド型交通を知っていただき、新規利用者の開拓に努めることが重要であると考えています。併せて、既存利用者のニーズも十分に把握するよう努め、今後も利用しやすいダイヤ設定等により利用の促進を図ってまいります。また、交通不便地域へのエリア拡大につきましては検討してまいります。この9月議会におきまして、エリア拡大の補正予算を提出させていただいています。今後の方向性については、運行エリアの拡大や利用者ニーズに基づく運行内容の改善など、より一層の利用促進に努めるよう考えており、成果及びコスト投入の双方に関して、それぞれ拡充・拡大を図ることとしております。なお、決算審査資料の92ページにつきましては、事業内容等を記載したものです。以上で説明を終わります。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員 デマンド交通の利用促進であります。どの種別が一番多いんですか。例えば、買い物、病院通いとか種別は何が多いんですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 利用のされ方につきましては、今おっしゃられたとおりで買い物及び医療機関への通院が一番多いように把握しております。実数としては済みません。持っておりません。

中岡英二委員 運行ダイヤの時間で1便、2便、3便とありますが、利用者数っていうのわかりますか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 済みません。今便数ごとにまとめた利用者数は持ってありませんで、全体としてならばお答えができるんですけども。

中岡英二委員 今後デマンド交通を考えている地域等では、1便、2便、3便、8時、9時、13時とありますが、やはり参考になると思うんですよ。その辺、利用場所を含めて、細かなデータというか、そういうのを知らせてください。

工藤商工労働課公共交通対策室長 済みませんでした。以後気を付けます。

岡山明副分科会長 この300円、これは1乗車300円ということで、片道行くだけの分か、往復なんですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 片道の運賃となっております。

岡山明副分科会長 92ページの次の分ですね。92ページで1日の合計約3,000名という利用者がいらっしゃるんですけど、ということはこれ往復されるということで、大体1日の利用者の人数としては、実際半分と、そういう解釈になりますかね。3,000人おるんですけど、片道だけという状況ではなくて、往復されると。実際に乗られている方っていうのは、半分という形でよろしいですかね。

工藤商工労働課公共交通対策室長 延べ人数か実人数かということかと思いますが、運行事業者さんとの話の中で、行きだけデマンド交通使われて帰りは時間が合わないからタクシーや御家族の車で帰られる方、また御自宅からお出かけの際には御家族の車で、帰りにデマンド交通使われる方も、いらっしゃるように伺っておりますので、半分よりは少し多い人数になるのではないかなと思います。

河崎平男委員 デマンド交通についてお聞きいたします。先日、市民懇談会で、埴生地域に行ったんですが、ここで、デマンド交通についていろいろ説明あるいは質疑等受けたんですが、そういった中で、埴生地域のデマンド交通導入については条件が厳しく、なかなか難しいようなことを回答も差し上げたんですが、ならば市全体で生活サイド又は高齢者サイド、福祉とのサイド、市全体の交通不便地域に係る対策、導入についてどのように考えておるかということの質問がありました。そういった中で、福祉サイドとの協議はなされておるんですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 今御質問のありました福祉サイド、お話は伺うこともあります。ただ、実際にこういうふうにしていこうとかいうお話はまだ十分にしておる状態ではございません。ただ商工労働課といたしましては、その辺の公共交通の不便地域については、今回補正で挙げさせていただいておりますけども、まだあるというふうに認識はしております。ただ、それを、デマンド交通で行うのかどうかということについては、いろいろな検討する必要性があろうと。それがほかの手段として、今言われましたような福祉的な面、それから、そういう該当する方についてののみということも考えられますが、その辺を一緒になってちょっと考えていかないといけないというふうに今思っておりますので、実際は福祉サイドとはまだ協議をしている状況ではございません。

岡山明副分科会長 デマンドの利用の分なんですけど今1日3便ということで、年間でいくと大体156便ぐらい。その状況の中で、利用者が今2,962人ということで、運転の本数でいくと1日、3人ちょっとぐらいの使用という形になってくるんですけど、さっき話が出たと思うんですけど、大体の数字の利用者と便数をいくと、3,000名で150ということは往復3便で2台走っているという状況で、その分でいくと、3人ぐらいの数字になってくるんですね。その辺の統計とか取られますかね。

工藤商工労働課公共交通対策室長 毎日行って来てということで、行くのが3

便と戻る便が3便の合わせて6便が運行しているということでおっしゃられるとおりにですね、1便当たりでいきますと3人前後の利用者数になっております。

岡山明副分科会長 数字でいうとやっぱり今までは3人ですよ。そういう状況の中で、利用者というか、地域の人数が2,400名ぐらいという形でいくと利用されている回数というのが2,400名に対して、今言われた人数が2,900ということで、1、2回、地域の方々の人数で割ると1、2回ぐらいの使用しかされていないと。これは現状なんですけど、そういう意味で、もう少し利用に対する捉え方で、どういう推進方法とか、今回またその地域を拡大するという状況なんですけど、なかなか利用者が余り多くないと。その辺を拡大していくという状況の中でどういうふうに進めていこうかと思ったんですけど、有効利用しようと考えはどういう捉え方をされているか聞きたいんですけど。

工藤商工労働課公共交通対策室長 やはり公共交通手段でございますので、まずはニーズに沿ったものであるというのがやはり一番だとは思っています。ですので、引き続き利用者さんの使いやすい時間帯の設定等というのは毎年毎年でも検討していくべきだと思っておりますし、今後、時間がたつにつれて御高齢になられて、今までは車を運転されてらっしゃった方が、デマンド交通を必要になるという場合も十分考えられますので、やはり毎年ですね、対象の地域に対しては、周知、こういった事業をお住まいの地域でやっていますよという周知は欠かさず行うべきであろうと考えております。

岡山明副分科会長 それともう一つ、デマンドは障害者に対する乗車、これはどうなっていますかね。

工藤商工労働課公共交通対策室長 障害者手帳をお持ちの方につきましては、半額の150円の運賃で御乗車いただいております。

岡山明副分科会長 9人乗りの車両ですけど、じゃあ2人同時電話があったときに乗れるかどうかその辺どうなんですかね。何人まで乗れるのかと。障害者に対して。

工藤商工労働課公共交通対策室長 何人までというのが、障害の種類と申しますか、実際車椅子等を御利用なさっておるとか、少し大きな補助器具が御必要な方であるとか、もろもろの要件が違おうかと思imasるので一概に今何人っていうのはお答えいたしかねます。

岡山明副分科会長 車椅子でいくと2台は載せられますか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 デマンド型交通でございますので、便ごとの予約に応じた運行になっております。ですので、人数がもう満杯な状況で、二人、三人と車椅子も必要となると、若干乗れないケースも出てくるかとは思いますが、そういったときのためにも追加便っていうのが運行できる契約にはしております。

岡山明副分科会長 追加便ということで車両としてタクシーを応援の形をとるときに、今介護タクシーってあるんですけど、そちらのほうで車椅子の方に対応するということですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 済みません、ちょっと介護タクシーとなるとまた福祉のほうのサービスにもなるかとは思いますが、あくまで通常運行しておるジャンボタクシーのほうに車椅子で乗っていただいて、車椅子が必要ない方を通常のセダン型のタクシーで運ぶとか、やり方はデマンド型の乗合タクシーを行う中で、取り得る方法が幾つかあるかと思imasるので、そういった中で検討して対応していきたいと思っております。

岡山明副分科会長 要するに今のジャンボタクシーの形は車椅子は1台と、1

台載せられるのが9人乗りのタクシーとしては一人しか車椅子には対応できないということですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 車椅子というのが車椅子のまま乗り降りできるという状況では介護用の福祉タクシー等ではございませんので、そういった意味ではないんですが、例えば介添えの方も一緒に乗っていただきまして、椅子には座っていただくと、車椅子については折り畳む等した上で持ち込んで乗車いただくという形になりますので、乗車される方が、その方ともう一方ぐらいであれば介助者の方も含めて乗ることは可能なのではないかなと考えております。

岡山明副分科会長 今、介添者という話が出ましたね。この介添者が市外の方、住んでいるところが、例えば母親に対して自分は県外市外、例えば下関にいらっしゃる方が介護という名目でデマンドタクシーを利用できるんですか。地域外の人じゃないですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 確かに介添えの方は地域外の方の場合もあるかとは思いますが、あくまで乗られる主体の方は登録をされておるこの地域にお住まいの方であった場合、本当にその方がお一人で乗れなくて、介添えが必要な場合は、例えば御家族の方、市外にお住まいの場合もあると思いますし、市内だけでも地域外のこともあるかと思っています。そういった場合については適宜介添えのためということで乗っていただけるようにはしております。

岡山明副分科会長 それともう一つ、登録、今回拡大するというんですけど、今の状況で、先ほど言われた利用者がうんぬんといったときに登録者数が今増えてきているかどうかその辺だけちょっと最後お聞きしたいんですけど。

工藤商工労働課公共交通対策室長 制度の開始以降どうしてもやっぱり初期の

登録が最も多いんですけれども、毎年数人程度ということでは増えてきております。

中村博行分科会長 先ほど車椅子のお話が出たんですけど、そういう障害者の方の例というのは数的には結構あるんですか。

工藤商工労働課公共交通対策室長 実際に車椅子の方が乗られたというのはちょっと余り聞いておらないんですが、障害者手帳をお持ちの方で御乗車いただいている例というのは今現在もございます。

岡山明副分科会長 今、エリア内の拡大の分の話をしたんですけど、補助事業だったんですけど、拡大エリアの人数は聞いたんですけど、今現状の登録人数というのは分かりますかね。

工藤商工労働課公共交通対策室長 今現在の人数なんですけれども、二つのエリアを合計しまして280人でございます。（「殿様号と姫様号別で」と呼ぶ者あり）済みません。殿様号が161名の登録で、姫様号が119名の登録、合計280名御登録いただいております。

中村博行分科会長 それでは審査事業の質疑は打ち切ります。次に、そのまま商工費236ページ、決算書236ページからまいりましょう。ページ236、237で質疑のある方。

岡山明副分科会長 地方バス路線維持管理、今年度中にいろいろ検討されているんですけど、進み具合はどこまで行っているかお聞きしたいんですけど。

工藤商工労働課公共交通対策室長 今交通系のコンサル事業者さんと委託契約を結びまして、詳細なデータの分析を行ってもらっているところです。近々分析のほうも終わるといいますか、一旦その分析結果をもって、私

どもとコンサル等で今から話を詰めまして、最終的には事業者さん等とも調整をしてまいるというスケジュールになろうかと思えます。

中村博行分科会長 それでは238、239ページ。

岡山明副分科会長 ここでJRの話が出ていますので、ここしかないのその辺のちょっとお話をさせていただきたいんですけど。JRの踏切で、小野田線セメント町の踏切、ここは市民の方々からすごい苦情が出ているという、踏切が非常に悪いと苦情があると。そういう状況の中で、市も当然そういう苦情は入ってるんじゃないかと私は思っているんですけど、その辺をJR側のほうにある程度対処っていうか、その辺は市からの対応はどうされるのかちょっとお聞きしたいんですけどね。

河口経済部次長兼商工労働課長 JRといいましても利用促進のほうにうちは関係があります。線路、道が悪いとなると、担当課は土木になりますので、うちから、JRのほうにその整備関係が悪いということでの要望とかはしておりません。それとあと地域からの要望として、どうしてもJRとなるとうちの交通の関係がありますので、踏切の設置とか、そういう危険箇所があった場合は、うちのほうからも要望することがございますが、道路が直接関係して悪いとかいうふうな形になるとですね、やはり市道なら土木の関係、なかなかJRは難しいとこありますけども、そういうふうな要望ということになろうと思えます。

岡山明副分科会長 当然道等いろいろ絡みがありますから土木も当然絡んでくるんですけど、商工として、この決算書の中にJRが出ているのはここしかないですよ。それで、どうにかJR側に対して、市民の生活に対する苦情が出ているという状況で、踏切の改善、道路の拡張も、ここではちょっと違うんでしょうけど。土木で話をするんですけど、その部分でせめて踏切のエリア内に対してJR側のほうに市から要望できないのか。着手をプッシュできるかっていうのは非常に難しいんですけど、お

願いたいんですけど。その辺は市としては非常に厳しいという状況で
すかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 市からの要望で線路の整備とかいう部分にな
ると、やはり土木の関係とか、担当するところがあると思いますので。
うちがここにJRが出ているのは利用促進の関係が出ておりまして、大
変申し訳ないんですけども、当然そういう話があれば、うちのほうにあ
れば、関係する課とかにお話をしてこういう状況ですということでお話
ができると思っております。

中村博行分科会長 239ページまで。

水津治委員 13節の委託料ですね、これ不用額が297万円と大きな数字が
挙がっておりますが、この要因をお願いします。

村田商工労働課課長補佐 商工労働課村田です。よろしく申し上げます。これ
につきましては、小野田・楠企業団地に企業が進出した際に、インフラ
整備の一環として、光ファイバーと加圧ポンプ、水道の加圧ポンプを設
置しております。今回、平成29年度に進出した企業さんの計画に沿っ
てそれを計上しておりましたが、工事が計画どおり進まなかったもので、
その分を取りやめて平成30年度に実施することにしております。です
からその設置委託料が、不用額となっております。

中村博行分科会長 せっかく小野田・楠の話が出ましたのでその下の負担金、
補助金の工場設置奨励金と用地取得奨励金の説明をお願いします。

村田商工労働課課長補佐 平成29年度につきましては、工場設置奨励金が5
件、5社、3,282万4,000円支出しております。用地取得奨励
金につきましては、サン工業という会社が進出されてこられましてその
分が1区画の半分5,000平米取得されましたので、それに対しまし

て、支出しております。

中村博行分科会長 もう一つ土地開発公社の利子補給金91万円が出ていますが、これは前も聞いた記憶があるんですが、0.1%ですか。元金。

村田商工労働課課長補佐 金利につきましては毎年、土地開発公社が銀行に入札を行いまして決定しております。平成29年度につきましては0.093%になっております。

中村博行分科会長 元金はそうするとどれぐらいになりますかね。

村田商工労働課課長補佐 借入額が9億7,585万円となっております。

中村博行分科会長 242、243ページの中段から上まで。

岡山明副分科会長 商工センターの外壁の分で最後なんですけど、外壁、今の状況で、終了という形なんですかね、もう市民の方々から見苦しいという話を聞いたんですけど、いかがですか。

河口経済部次長兼商工労働課長 危険箇所ということで外壁を昨年度から今年にかけてまして繰越しをさせていただいて落としましたわけです。一番危険なところが、人が通ったりするところで、危ないところを落とさせていただいたのがちょうど正面側と。裏側にはまだ危ないところもあるけど、人が来ないのでということで今置いていますけど、今のところ、これで外壁の落とすのは一応終了しております。ただ、そういう御意見いろいろ市民の方からもお聞きすることもあります。これにつきましては今から商工センターの存続、どういうふうな方向でこれを今から運営していくかということも、公共施設の再編計画と併せて考えていきたいと思いますので、この状態がちょっと見苦しいかもしれませんが、今の状況がちょっと続いて早めにできるだけ耐震の話もいろいろ考えていかないと

いけないということもありますので調査等も含めて、今後検討していきたいと思います。大変見苦しくて申し訳ないなと思います。

岡山明副分科会長 今のお話聞くと、あと残りの3面は一応しないと。耐震とかいろいろあるからそれは今後検討するという状況ですかね。

河口経済部次長兼商工労働課長 今のところまた、危険性があるような状況になれば別ですけれども、今、人にはまだ大丈夫だろうということなので、今のところは、このような状況で推移するというふうに思っております。

岡山明副分科会長 外壁に対しての耐震っていうそういう部分の調査といったらおかしいんですけど、今回表のやったのは、一部分かけて落下したということで撤去という状況ですけど、あと3面に対してはそういう耐震補強とか、そういう部分で全部撤去するという状況ではない、調査の範囲がどの辺の範囲になっているかちょっと最終的にお聞きしたいんですけど。

河口経済部次長兼商工労働課長 危険なということがありましたので、そこは正面の落としたところは調査をした中で落としていったというのが現状あります。本当に危ないところだけを調査をして、落としたというのが現状ですので、裏のほうは調査もしてないというような状況でございます。

奥良秀委員 私もちよっと15節工事請負費です。こちらのほうでこれは随意契約だったと思うんですけど、間違いないでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 随意契約でございます。

奥良秀委員 随意契約でもいろいろ種類があるんですが、何の随意契約になるんでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 特に予備費を充用させていただきますので、緊急性があるということがありましたので、即座に対応したいと。その相手方としては当然建物をよく御存じのところと契約を結んでいるというのが現状でございます。

奥良秀委員 緊急随契だと思っておりますが、山陽小野田市の緊急随契の要は金額ってというのは決められているのでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 金額まではないというふうに把握しております。

奥良秀委員 他市を見ると、随契の金額、例えば緊急随契とかそういう金額は、条例等々で決められている市が今多いと思われると思うんですよ。だからそういった条例もまたいろいろと金額を決めていかれたほうがいいと思いますし、また、この建物をよく知られている業者さんということで、35年前に建てられているという中で、果たして、本当によく知っているのかなというのが、35年前の方がまず残られているのかなと。言っている意味分かりますかね。だから、そういったときには緊急性がある部分だけを剥いで、なおかつ、全面的にというか、今回かなりの金額、繰越明許も使われて出ていますが、こういったものにするのであれば、適正な、やはり入札が使われたほうがよかったんじゃないかと思われるんですが、どうでしょうか。

河口経済部次長兼商工労働課長 基本的には入札が大原則だというふうに思いますが、先ほどから申し上げますように、緊急性があるということで、予備費までも充当するというような形で今回はさせていただきましたので、その入札にするいとまがないということで対応させていただいたところでございます。

奥良秀委員 これはお願いなんですけど、このやられたところっていうのはいろ

いろ工事が大変忙しい会社さんだと思われるんで、そういったところをお使いになるんじゃないじゃなくてやはりいろいろやっぱり市内業者には、たくさん業者もありますし、なおかつ今回こういうふうなタイル工事のそぎ落としですか、そういった工事っていうのは大体元請が下請にまた発注するという形態になると思いますので、どこでもできるんじゃないかなという中で、35年前の話も出されましたけど、そういったことじゃなくて、透明性を図るにしてみても緊急性を図るんであれば、そこを防護しているだけでいいだけだと思いますので、その辺をよく考えられて今後入札されるよう、お願いしたいと思います。

中村博行分科会長 随意契約については、これは、副市長にお聞きしたほうが、いいんじゃないかと思うんですが。理科大のときに20億近い金額で随意契約があった際に、やっぱり委員会のほうから、質問があって、当時、白井市長が随意契約についてもガイドラインを作っていきたいというような答弁があったんですが、その後、そういったことについての協議はされていますか。

古川副市長 今、随意契約の件で御質問を頂きました。先ほど奥議員さんの御質問につきましては、あくまでも緊急性があるということで、予備費充当。本来ですとちゃんと予算化して競争入札するのが筋でございますが、危険性を加味しとるということの緊急避難的な措置ということで、このようにさせていただきました。今の委員長の御指摘の件なんですけど、やはり随意契約につきましては今私どもは基本的には随意契約は地方自治法施行規則の170何条の何項か5項目ぐらいにあるんですが、当然どこかの項目には該当するという判断の下、行っておりますけど、具体的なそれに対するマニュアルとか、そういうものはまだ、確たるものはございません。経験則で来ているというのが今までの流れだろうというふうに考えておりますので、その辺のところも今検討はいたしております。済みません。それと、もう1点先ほど副委員長の御質問といたしますか、JRへのいろいろな要望と申されましたが、この件につきまして御回答

させていただきたいと思うんですが、先ほど担当の次長が申しましたように、商工労働課の所管で申しますと、やはり利便性とか、駅舎のいろんなエレベーターをつけるとか、便を増やすとかいうようなところでの要望が主になります。そうした中で、また、要望する部署がまた違うんですけど、それと今、先ほど申されましたセメント町の踏切の拡充につきましては今皆さんが御存じのように県事業といたしましてあそこの公園通りの拡幅等々も行っておるところの中で、県と協議する中また、当然、JR協議も当然出てきますので、その辺は県とタイアップいたしまして、所管の建設部のほうが、当然そのことにつきましては、JRと協議はさせていただくということでございますので、ちょっと商工のほうが、これについて要望というのは直接は難しいでしょうけど、ほかの部署で市として、ちゃんと協議なりをさせていただいておるということで回答とさせていただきたいと思います。

水津治委員 11節の需用費の中の光熱水費がありますが、商工センターの商工会議所もあるんですが、電気のメーターとか水道のメーターとか別々に設置してあるんでしょうか。

福田商工労働課商工労働係長 商工センターの1階と2階は会議所さんのほうで使用されておるんですけど、手前の入って右側にある、くねんぼのところは別メーターになっておりまして、市のほうでという形で光熱水費は支払っております。この商工センターができたときに、商工会議所さんと使用の覚書というのを交わしておりまして、その中で負担割合を決めておりまして、一旦市でお支払いを光熱水費等しておるんですけども、後で入で負担額というふうな形で入ってくるようになっております。

水津治委員 私が言いたかったのは、人の水道、電気だったら節約じゃなくて、無駄なものになるので、そこがどうなっているかちょっと聞きたかっただけです。

中村博行分科会長 それではよろしいでしょうか。それでは商工費の審査を全て終わります。ここで、職員入替えて14時から始めたいと思います。それでは、暫時休憩。

午後1時54分休憩

午後2時00分再開

中村博行分科会長 それでは休憩を閉じまして、分科会を続行していきます。それでは、審査の③、2款総務費の146ページ、147ページの15目、土地対策費についてありますか。

岡山明副分科会長 燃料費は何の燃料費ですか。

河田都市計画課長 土地対策費につきましては、昨年までは管財課で処理していたんですが、今年度から都市計画課で処理をするようになります。国土利用計画法に基づきまして、5,000平米以上の土地の取引があった場合に、市を経由して県に届け出る必要があります。その場合に市に届出があった場合の事務処理や調査に対する現場確認、そういうものに対しての消耗品や燃料の費用として使用ができるものになります。これは県のほうから補助があります。昨年度は現場に対する確認ということで、燃料費を使用しております。

中村博行分科会長 次にいきます。162、163ページ、3項2目の住居表示関係。165ページまで。この事業はもう終わったんですか。

河田都市計画課長 平成29年度の住居表示の事業につきましては、約5年に1回の割合で古くなった表示盤とか、それから住居表示のプレート等を、各地域を限定して確認し、それらの修繕、補修等を行っております。ですから毎年、業務委託として、各地域を順番に整理をしているところで

ございます。

中村博行分科会長 住居費よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら次に4款衛生費、212ページ、213ページの浄化槽設置整備事業について。なければ、以前も聞いた記憶があるんですが、前年に比べて随分減っていますよね。その理由は余り把握されていないような回答だったと思うんですが。

森弘下水道課長 例年、大体70基ぐらいはあるのですが、今年は43基です。前年の8月で26基。今年は31。去年よりは伸びているけれども、例年ほど伸びるかどうかは、これからの推移を見ないと分かりません。この43基という原因は、結局分からなかったです。28年よりも29年は新築の件数は多いです。ですが、浄化槽の基数は少ない。ということは、事業計画認可区域外にあまり家を建てられる方がいないのではないかなというところまでは推測ができているのですが、それ以上のことは分かりません。

中村博行分科会長 推測やね。浄化槽よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そこまでの審査を終わりました、次に土木費関係の審査事業に入ります。審査事業の27番、小規模土木事業について説明を求めます。

榎坂建設部次長兼土木課長 審査対象事業27、小規模土木事業について御説明をいたします。小規模土木事業は、自治会が事業主体として実施する道路や水路及び安全施設の整備について事業費の一部を補助する事業です。平成29年度につきましては、平成28年度までに受け付けしたものと、平成29年度に受け付けた道路反射鏡等について、事業実施しております。実施した件数につきましては、総数が63件で内訳が道路整備が35件、水路整備が14件、道路反射鏡等の交通安全施設が14件となっております。事業における自治会の総事業費は4,236万3,547円となっております、このうちの3,253万6,000円を、補助

金として市が支出しております。平成に平成29年度の決算額は以上です。これにより、平成29年度までに受け付けた事業で、継続事業等を除いたものについては、全て完了いたしております。本年度は、平成29年度受付及び継続事業を執行するように計画しております。説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明は終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員 評価シート of 目標達成度がありませんし、課題改善策もない。それで、現状維持。本来拡充じゃないんですか。

泉本土木課技監 土木課泉本です。よろしくお願いいたします。小規模土木事業は平成25年、26年度は2年待ち、3年待ちという状況で、かなり自治会の方を待たせていました。現在は予算等も拡充して、先ほど申しましたとおり、28年度受付については29年度に全てできる。29年度に受け付けたものについては、30年度に全てできるというふうに予算措置をしております、速やかに事業ができるようにしておりますので、うちとしましては、現在の状況で推移していけばいいのかなとは考えております。

中村博行分科会長 質問が、達成度に表示がないし、課題及び改善策も空欄になっているということなので、この辺を。

泉本土木課技監 目標の達成度のところが横棒になっているのは、件数が何件出るとというのが毎年分からないものですから、うちとしましては受け付けた件数に対して、予算を確保するようにして速やかに執行するようということ考えているんですが、そのため、ここの横棒については今の時点では入れていない状況です。課題及び改善策につきましては、委員おっしゃられるとおり、早くできるようにという課題があるんじゃないかということです。うちのほうも当然今まで予算拡充してきたという

ことがありますので、目標件数に向けて予算を拡充するとか、そういう書き方をしたほうがいいんじゃないかなと、今、思っております。

河崎平男委員 これを見ると、29年度、30年度は予算もばくばくに増えておりますよね。そういった中でコスト投入の方向性とすれば拡充というような考えのほうがいいんじゃないかなと思います。私の意見です。

中村博行分科会長 いろいろ工夫されて、積み残しをなくされるようなことがあって、ただ、大体めどが立った時点で市民からは、負担を元の20%に戻してもらえないだろうかという声を聞くんですよね。そういう検討は今後されますか。

榎坂建設部次長兼土木課長 補助率が80から70に引き下がったんですけども、現在やはり補助率は高いほうがいいよという御意見はあります。私どもが考えているのは、やはり前年度、申込みがあった件数に対して、翌年度実施する。これが、本来の形であろうということで、今年度予算を増やしていただいて実施しておりますので、この形の推移を見ながら、その件に関しては検討していきたいと思っています。

中村博行分科会長 市民の声ということで把握はされていると思うんですけど、よろしくお願ひします。小規模土木事業は一番市民に直結した問題ですから、いろいろお聞きでしょうから、あればお願ひします。行政が頑張っているということで、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続けて、次の28番の審査事業にいきます。

榎坂建設部次長兼土木課長 審査対象事業28、有帆緑地処分場整備事業について御説明をいたします。有帆緑地処分場は平成29年度に計画受け入れる、受入量である30万立方メートルを達成したため、建設残土等の受入れを完了いたしました。受入れ完了に伴い、処分場内の園庭整備や、場内の整地を実施するとともに、地質調査や土質調査及び発生ガス調査

を実施しております。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な整備工事と調査を実施しておるところでございます。決算額は、整備工事が255万6,360円。調査業務が349万9,200円となっております。この調査結果をもとに、平成30年4月19日付けで、最終処分場の埋立て終了届を山口県宇部健康福祉センターに提出し受理を完了しております。調査結果については、土壌調査、ガス調査ともに問題はありませんでした。今後は廃掃法の規定により策定した有帆緑地処分場廃止準備に係る維持管理計画書により、廃止まで管理することとなります。廃止については2年間のガス調査においてガスの発生がないことが規定されておりますので、これを確認した後に最終処分場の廃止手続を行います。説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

中村博行分科会長　それでは質疑を求めます。

河崎平男委員　ここも目標達成度、課題改善策、今後の方向、何もないですね。確認なんですが、今後の残土はどうなるんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長　残土受入れは完了しておりますので、この後にガスの発生がないことを確認すれば、公園の整備に移ってまいります。

河崎平男委員　今後の公共残土については、どのような方策を採られるんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長　公共残土捨場については、当面市では設置する計画は持っておりません。山陽小野田市内に任意の残土処分場があるため、こちらのほうに公共の工事で捨てるようにしております。

河崎平男委員　この目標達成年度、終わっております。これはどういうふうにされたんですか。終了とかは書かれないんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 この事業については休廃止ということになります。

中村博行分科会長 チェックがないので、7番のところにチェックを入れるということですかね。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）7番にチェックを入れるということですね。

岡山明副分科会長 休廃止ということで、今お話聞いて、2年間の追跡調査として、処分場としての事業が終了すると今話を聞いたんですけど、この受入れというか、産業廃棄物、27年にも結構受け入れられた量があるんですけど、その辺で2年の追跡調査だけで終了するというのは、納得がいかないんですけど、その辺はもう2年で、どういう根拠の基、2年で終了するかをちょっとお聞きしたい。

泉本土木課技監 この2年というのは埋立て終了後2年間、ガスの発生を認めないというふうに規定されております。これは埋め立てる途中は幾ら入っても、そのような規定はございませんが、ただ処分場を廃止するに当たって、ガスが顕著に出てはいけませんよということで、2年間ほどガス調査をなさいということで、廃掃法、それから環境省、内閣府が出している共同命令というのがあるんですが、そちらで規定されておまして、うちも一応受入れが終了いたしましたので、ガス調査、その他水質調査等も行うようにしております。それを行った上で安全を確認して完了するというようにしております。その間が一応2年間と規定されております。

岡山明副分科会長 2年間でガスの調査をする。水質というか地下水の調査もされるということで、処分場が廃止ということで、それ以降は住民のほうから苦情が出ても知らんと。そういう形で2年後以降の苦情に対しての受付は、どうなるんですか。

泉本土木課技監 廃止後もここが産業廃棄物処分場だったという位置指定を法律でされるようになります。ですから、市として公園の整備をしたとしても、環境に対する問題というのはうちの責任として、ずっとついて回ると思っております。

岡山明副分科会長 処分場廃止後に公園に変わる。この公園に元産業廃棄物があった公園ですよという、市民に対するそのイメージがものすごく悪いイメージじゃないんですけど、それがあんですけど、その辺をどういう形で今後、消していくというんですか。調査とか、水質ガスとか、そういう調査が完璧に問題ないんですよという、その辺の担保じゃないんですけど、その辺は市はどう考えられていますか。

泉本土木課技監 ここは産業廃棄物処分場ということで、基本的には安定型ですので、アスファルトのがら、コンクリートのがら、その他陶磁器くずとかを入れておるんですが、その辺に関しては、ただ、ここはリサイクル法が施行された関係で入った量もごくわずかです。ほとんどが建設残土という形で入っておりまして、建設残土、産業廃棄物埋立てが終わったあとに、一応覆土をなさというのをございまして、その上に山の泥を、火葬場で削った泥なんですけど、山の土地なので、それを1メートルほど覆土しております。その覆土したものについて、安全を担保なさということになっております。それと合わせて、今回土壌調査も全で行っておりますので、今ある土壌が安全ということも全て確認はしております。

中村博行分科会長 次に、29番の有帆緑地建設事業償還金について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、29番の有帆緑地建設費償還事業について御説明いたします。有帆緑地は最終処分場と緑地公園の一体施設として平成10年度から12年度にかけて整備されました。その整備に係る建設費

の借入れ、それに係ります償還額29億4,741万7,133円を、平成13年度から32年度までの20年で償還するものです。平成29年度の償還額は、1億3,375万6,696円で、平成29年度末の残額は、3億8,051万6,904円となっており、本年度、平成30年度の償還予定額は1億3,029万7,821円です。最終処分場は平成29年度で受入れを終了し、今年度は今後の公園としての整備について設計業務を行っているところです。活動指標の償還状況は、年度ごとの償還予定額のとおり、平成29年度も償還しておりますので、100%となっており、目標達成度はAとしております。また、本事業は、今後の償還も必要であると判断し、計画どおり平成32年度までの償還を実施すると考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めます。

河崎平男委員 有帆緑地の関係の借換えというのは、やられているんですか。

河田都市計画課長 この借入金については20年間の償還で、計画どおりということで借換えは現在してないと思っております。

中村博行分科会長 ないということです。次に30番。小野田駅前地区都市再生整備計画事業について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは審査対象事業30、小野田駅前地区都市再生整備計画事業について説明いたします。小野田駅前地区の41ヘクタールについては、平成27年度に策定した小野田駅前地区都市再生整備計画に基づき、平成28年度から32年度までの5年間で、道路、公園、駅前広場等の整備を行う予定です。平成29年度の決算額は、1億2,932万6,047円で、公園とその周辺道路の用地購入費及び建物等の補償、それに伴う建物等補償算定業務、また、平成28年度の繰越し分で

ある、調査設計業務を実施しております。なお、平成29年度の用地購入件数は7件、建物等補償件数も7件です。5か年の計画事業である有効であると判断し、平成32年度まで事業を活動指標の事業進捗状況は、平成29年度は、用地購入、建物等の保証などにおいて、当初の予定どおり実施することができたので、100%となっており、目標達成度はAとしております。本事業は、5実施することが必要であると考えております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 それでは、質疑を求めます。

岡山明副分科会長 最初に29年度土地の用地入、あと、補助金とかあるんですけど、これは大体予定どおり、全体としては6億円ぐらいの予算なんですけど、今年の29年度の1億3,000万円ですけど、その辺の金額としては大体予定どおりという、進捗状況で土地の購入も進んでいるという状況ですかね。

河田都市計画課長 29年度につきましては当初予定どおり、全て建物の補償、それから土地の購入等は終えております。

岡山明副分科会長 30年度の土地の購入、これが、2,400万で、補償費はこのたび見たら8,600万という4倍近いような金額になっているんですけど、それだけ補償というか、建物とか、その辺の大きいものがあるということですかね。

河田都市計画課長 建物につきましては、道路に係る部分で移転補償等の計算が必要になりますので、今年度はそれらにかかる費用が多くかかると見込んでおります。現在、建物等の補償費につきましては、業者委託をして算定中でございます。ですから、金額についてはまだ正確な金額が出ておりません。

中村博行分科会長 これについては地元の市民の方との協議等はスムーズにいったということによろしいですか。

河田都市計画課長 計画当初から地元の協議会等を立ち上げていただいて、事前の協議、それから毎年協議を行っております。今年度も、今年度の事業費、それから、事業内容等について御説明をしたところでございます。建物の補償、それから土地の購入等につきましても、協議につきましても、昨年度から事前協議を行う中で、皆さん協力的であり、スムーズに進捗できるというふうに考えております。

藤岡修美委員 これについては補助事業ですけども、今なかなか国の補助金つかない状況なんですけど、大体要望額はついている状況ですか。

河田都市計画課長 藤岡委員のおっしゃるとおり、国の補助金については非常に厳しい状況でございます。今年度の交付金につきましても要望の75%程度の補助額となっております。

中村博行分科会長 ほかはよろしいでしょうか。それでは決算書に沿って審査をしていきます。土木費の242ページからいきます。242ページはありますか。いいですね。244、245ページ。246、247ページ。

河崎平男委員 247ページで工事請負費、その他等ありますが、これ市道の補修なんですか。

榎坂産業建設部次長兼土木課長 その他は道路維持工事です。

河崎平男委員 内容はアスファルトとかですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 市民の皆様から御要望のありました、小さな工事

ですけども、路肩のコンクリート張りであったり、弁の設置であったり、側溝の修繕であったり、そういうふうな細々とした工事を行っております。

中村博行分科会長 何件ぐらいありますか。相当、数があるんじゃないの。

榎坂建設部次長兼土木課長 件数は3校区に分かれているんですけども、5か所であったり、6か所であったり、7か所であったり、そういうふうな小さな箇所を市内一円でやっております。

藤岡修美委員 道路橋梁^{きょうりょう}維持費で大体維持費足りないんですけど、不用額が500万円近くあるというのは何か理由があるんですか。

榎坂建設部次長兼土木課長 大きなものでは修繕費が上がっておりますけども、3,673万3,000円の予算に対して、執行額は3,424万4,788円。全体からすれば7%ぐらい余っているんですけども、7%というのは土木課の職員が引き上げてきたガードレールを使ったり、職員で修繕したり、そういうことで努力して安く上げたということです。

岡山明副分科会長 ちょっと確認させてもらいたいんですけど、県道の話なんですけど。理科大から西部石油のほうに向かっていく、歩道橋を今設置工事されているんですけど、今、片側2車線が1車線になったという状況で、もともとあそこに歩道がなかったものですから、歩道のお願いをという形で、今進んでいる状況なんですけど。そこでこのたび歩道橋ができるという状況で、その横に工業用水の配管が設置されて、有刺鉄線で囲まれているんですけど、工業配水側のほうの配管に影響はあるかどうか。その後、有刺鉄線がずっと配管の回りにされていると、その横の歩道を人が渡っていくという状況で、その辺の有刺鉄線の撤去とか、そういう工事に対して、工業用水に影響が出ているかどうかという、その辺の調査というのは、市は、あくまでも県道であって、市は関わってい

ないという、そういう状況なんですか。その辺をお聞きしたいんですけど。

榎坂建設部次長兼土木課長 妻崎開作 小野田線の県道の歩道設置の工事の件だと思えますけれども、それについては山口県の土木建築事務所が施工しております。副委員長が言われましたように、工業用水がありまして、そして上流側に歩道橋が架かるという計画でございます。県のほうで鋭意、進められておりますので、歩行に支障があるようなことは、県のほうも、施工しないと思えますので、その点については再度、県には確認しておりますけれども、歩行については支障がないと私は思っています。

岡山明副分科会長 市のほうでも確認済ということで了解しました。商工費で話をしたんですけど、公園通りからサンパークに向かう市道の拡幅工事をしているという状況の中で、踏切の壊れているという、その辺の補修をJR側にお願ひできないかと。商工費のほうでJRという名前があるものですから、受け取った状況の中で、今いらっしゃる副市長のほうから、「これは土木のほうだろう」と。その辺で、もう一度、その辺を拡幅工事とともに、もう一度状況を確認、土木のほうでされていらっしゃれば、どうかなと思ひまして、その辺を確認しようと思ひているんですけど。

榎坂建設部次長兼土木課長 セメント町の踏切付近の状態が良くないということで、以前、副委員長のほうからもお話ありましたので、山口県のほうには伝えております。それと、JR協議につきましては県で鋭意進められているということを聞いております。合意に達したかどうかというのは聞いておりません。

岡山明副分科会長 拡幅工事がすぐどうこうという状況ではないと思うんですけど、そういう状況の中で踏切というのは毎日使って、近隣の方々が、あそこを通られるたびに、大型車両が通るたびに振動から騒音からする

と。そういう状況の中で、ある程度の途中の補修といったらおかしいですけど、拡張工事というか、踏切自体を拡張した場合であれば、それだけの補修はするんでしょうけど、その前に、拡張する前に、ある程度いろいろ踏切に対しての苦情が出ているという状況ですので、その辺はJRに対して、こっちの土木のほうからお願いという形はされたかどうか、されるかどうかをちょっとお聞きしたい。

榎坂産業建設部次長兼土木課長　今の案件ですけども、道路管理者はあくまでも山口県でございますので、山口県からJRに一度は、副委員長から相談されましたので、私が宇部土木には言っておりますけど、再度、こういう状態だということで、宇部土木からJRに要望してもらうように伝えておきます。

岡山明副分科会長　あの踏切も悪いんですけど、もう一つ。ラッシュの時間帯に物すごく混むと。さっきのセメント町の踏切の先に信号機があると。その信号機の見直しもかけてほしいという要望もあるもあるんですけど、その辺の、県土木に対しての要望というのは、それはないですか。

榎坂産業建設部次長兼土木課長　副委員長が言われるとおり、新開作二軒屋線のセメント町踏切付近の交差点には、右折レーンを設置するように計画されておりますので、これができれば渋滞は解消できると、県のほうから聞いております。

岡山明副分科会長　拡張工事が進められているんですけど、実際進捗状況ではどのぐらいいっているんですか。それは分かりますか、県道の絡みなんですけど。

大和都市計画課計画係長　都市計画課大和です。よろしくお願ひします。県に確認しておりますが、現在の状況としましては用地買収と家屋補償を進めているところです。一部区間、土地が買えたところにつきましては、

今年度歩道の整備を行う予定であると聞いております。（「スケジュールは」と呼ぶ者あり）スケジュールにつきましては、用地買収と家屋補償を進めていて、相手もいらっしゃることなので、現時点では完成時期は未定であります。引き続き早急に完成に向けて事業を進めていくということは聞いております。

岡山明副分科会長 申し訳ないですけど、今の答えを市民の方々に、踏切も悪い、信号機も悪い。じゃあいつになるかに未定ですって、そんな回答を私はちょっとできないんですけど。その辺はある程度、例えば5年後とか、3年後、ある程度最終の部分の目鼻といたらおかしいですけど、その辺はある程度つけていただきたいんですけど、どうですかそれは。

中村博行分科会長 県の関係やね。

岡山明副分科会長 県の関係になるのは当然分かるんですけど。

河田都市計画課長 当初計画では平成32年から33年を目標にということで始まったというふうに聞いております。藤岡委員の話にもありましたように、国の補助金の率が下がっている、金額が下がっている状況と、今大和係長が申し上げましたように、地元の交渉が結構難航しているということを知っていますので、大変申し訳ないんですけど、完了年度については県のほうも、現在ははっきりお答えできないということを御理解いただきたいと、そういうふうに聞いております。

中村博行分科会長 相手があるからね。

岡山明副分科会長 最後に確認で、最初のスケジュールとしては32年、33年辺りで終了という形で、いろいろ国の補助金もある、地域の方々の交渉もあるということで、まだ分からない。それが最終的な答えになりますかね。

河田都市計画課長 あくまで当初目標はそうだったというふうには聞いておりますが、やはり今申し上げた理由により、なかなか毎年の用地交渉、金額の面から、それから交渉の面から、かなり難しいということで、大変申し訳ありませんが御理解いただきたいと、そういうふうに県のほうが申しております。

中村博行分科会長 もうよかろう。（「はい」と呼ぶ者あり）248ページ、249ページはありますか。250ページ、251ページ。251ページでアスベスト調査委託というのは、まだそういうのがあったということですね。これはどこですか。

榎坂産業建設部次長兼土木課長 これは東下津の現存している排水機場の上屋のことでございます。

中村博行分科会長 その下の部分と重なるわけね。

岡山明副分科会長 河川の部分で聞きたいんですけど、河川の水位計ってというのは今いろいろ集中豪雨とか状況があるんですけど、水位計の設置というのは山陽小野田市の河川で、2級、3級の河川なんですけど、そこに何箇所かありますか。水位計というのは。

榎坂建設部次長兼土木課長 市が管理している水位計はございません。

中村博行分科会長 県がやっている。

岡山明副分科会長 県のほうか。

中村博行分科会長 よろしいでしょうか。251ページまで終わります。252、253ページ。

河崎平男委員 ここも不用額がたくさん出ておりますが、どういうことなんですか。253ページの都市計画総務費2,604万8,715円。

河田都市計画課長 都市計画総務費の不用額につきまして、一番大きなものにつきましては28節の繰出金。これは下水道事業の特別会計繰出金ですが、この繰出金につきましては、下水道課のほうで、まず下水道建設費の入札減があったこと、それから、公債費のうち、地方債利子が見込みより低利率となったこと、そして下水道使用料が見込みより増額となったことによりまして、不用額が出ているというふうに聞いております。これが主な金額になります。

河崎平男委員 計画都市の関係で都市計画道路なんですけど、未施工というのは、どのくらいの路線があるんですか。

大和都市計画課計画係長 未着手の区間を含んだ路線につきましては24路線あります。

河崎平男委員 それについて、計画的な施工というのは、どのように考えておりますか。

河田都市計画課長 現在、都市計画道路、計画決定を打ってまだ未施工の都市計画道路等につきましては、現在、見直しを検討しているところでございます。

岡山明副分科会長 都市計画区域、都市計画の絡みでソーラー発電所のことを都市計画で話を持ち出そうと思っているんですけど、ソーラー発電所の建設に対して市の対応について。今高千帆台も結構進んでいるんですけど、その辺の市の対応はどうされているのかお聞きしたいんですが。

大和都市計画課計画係長 都市計画の分野で言いますと、開発届というものが

ありまして、1,000平米を超える造成につきましては、市の都市計画課に開発届を出していただくようにしております。ただ、高千帆苑の辺りとかの規模が大きいものについてとか、あと林地、山、林とかにつきましては林地開発といいまして、山口県の農林事務所が手続をしている場合もあります。1,000平米を超えないものにつきましては、特に届出とかはありません。

岡山明副分科会長 高千帆というか高泊のほうの、今造られている。あれは平米から言うとすごく大きいという状況なんですけど、建物、発電所に関しては、市のほうはノータッチと。県のほうの、県単位での把握をしているという状況で、届けも県のほうになるんですか。許可とかは。

大和都市計画課計画係長 今言われるのは高千帆台のところよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらについては林地開発ということで、県に手続をしていると聞いております。

岡山明副分科会長 市民、住民のほうからの苦情というのは私何回か聞いていますけど、その辺は、市は話を聞いてもらえないという状況なんですか。住民の声というのは、どこに届ければいいんですか。

大和都市計画課計画係長 都市計画課のほうにも苦情というか意見を言われることもあります。主管はあくまで山口県の農林事務所なので、都市計画課から農林事務所に、そういう意見がありました、苦情がありましたというのはお伝えしますし、その相手方にも、農林事務所に行かれて、詳しいこととお話してくださいというふうに伝えております。

岡山明副分科会長 ちょっと確認したいんです。建設に当たって、地域住民に対しての工事がありますと、そういう報告といたらおかしいんでしょうけど、地域住民から発電所の意見を伺うとか、その辺も何もない状況で、県がオーケーすればもう市をとんでいって、もう工事しているとい

うそういう状況なんですけど、その辺はもう県が指導型で、市としては地域住民に対して発電所ができますよと、そういう喚起とか、そういう情報の伝達とかは必要ないという状況なんですか。市の立場として。

大和都市計画課計画係長 市に手続をする土地開発届とかですと、その土地の隣地部分の同意書とか、自治会の同意とか、水利組合の同意とか、関係権利者の同意を求めています。あと地元への周知としまして説明会をするようにもお願いしているところですので、県も同じような形で進めているのではないかと思います。

中村博行分科会長 なければ許可が下りないからね。そしたら255、256、257。

河崎平男委員 257ページで山口県国道2号整備促進期成同盟会負担金、本市の内容というか、どのような事業をやっているんですか。

高橋都市計画課技監 この同盟会につきましては、国道2号沿線の8市1町で構成される組織です。現在、山陽小野田市の国道2号については、厚狭殖生バイパスが供用開始されましたので、一段落しておりますが、今、精力的に動かれているのは岩国市の国道2号改良です。この負担金というのは、規約の中で市は5万円の負担をするというふうに決まっていますが、活動実態が最近少ないということで、5万円の3割、1万5,000円で最近は回しているという状況です。

中村博行分科会長 それでは258、259ページ。

岡山明副分科会長 259ページの空き家家具撤去委託料が入っているんですけど、当然そういう形になっているんですけど、推移としてはどうなっていますか。

中森建築住宅課長 空き家家具撤去等業務委託料についてでございますが、この業務委託の中では、単身の方がお亡くなりになられた場合とか、身内がいらっしゃらない場合等で不要物がどうしても残された状態の物件を撤去すると同時に、新しい入居者の方のために、中を一度きれいに掃除するような業務をこの中で行っております。29年度は当初予算では5件ぐらいとクリーニングを40件ぐらいと見込んでおりましたけども、撤去は全くありませんでした。クリーニングは31件となっております、ここで180万円ぐらいの不用額が発生している状況です。

岡山明副分科会長 空き家の家具の撤去ということであるんですけど、この撤去というのは、市営住宅入居の条件として2人の連名が要りますよね。連帯保証人が2名おられると思うんですけど、そういう2名の方がいらっしゃるということで、なかなか市営住宅に入れられない方も現実いらっしゃる。そういう状況の中で、その家具を持ち出すというか、そのまま亡くなられた状況で、連帯保証人が2人いらっしゃるんだから、その辺の後始末といったら大変申し訳ないんですけど、その辺の連帯保証人に対してのお願いというんですか、そういう形で家具の撤去をするというのは難しいんですか。

中森建築住宅課長 連帯保証人の方には使用料のことについては、こちらも厳しく、はっきり言うことができるんですけども、その後の室内の明け渡しについての中の所有物、元の入居者の所有物については積極的には言えないので、保証人の方に必ずのけてくださいというところまでは行っておりません。

岡山明副分科会長 連帯保証人ができないと、そういう状況になると、今度は敷金を皆、取っていますよね。そういう敷金の部分で家具の撤去に回すというのは、それは無理なんですか。厳しいですか、金額的に。

中森建築住宅課長 敷金で賄えるような金額ではないと御理解していただきました

いと思います。

中村博行分科会長 多額に掛かるということね。

河崎平男委員 住宅管理費で当初予算が1億9,822万7,000円。補正も額を落とされて、651万6,000円。また不用額が850万円。この要因は何ですか。

中森建築住宅課長 補正で落としました650万円については、工事請負費の中の交付金に関する部分だけを行わせていただきました。今回発生している不用額850万円で、主なものは、それ以外の工事請負費の入札減、補助事業に係らない部分、その他の部分。その他の部分というのは、水道メーターの取替工事や補正で挙げました神帆団地の下水道切替工事等の入札率が約77%とか、そういう形で落札減が発生したために発生した不用額です。もう一つ、19節負担金補助金及び交付金のところでも額が発生しておりますが、それは次のページの261ページに載っております、市営住宅入居者移転先家賃補助金というものを計上しております。予算では6戸の方が別の優良賃貸物件に移動されるのではないかというふうに見込んで予算を立てておりましたが、現実に移転をされた方が6戸はあったんですが、そのうち、優良物件に移られた方は1戸になっております。ほかの方は、市外の親戚に行かれた方とか、もともと、この移転補助金を受け取れない、適用できない方がいらっしやったとか、また、市営住宅に移られた方、市営住宅のほうは助成するのではなくて、今の賃料を減免するという形で対応しておりますので、そういう形で補助金を支払う必要がなくなったため、このような不用額が発生したということでございます。

河崎平男委員 補正予算で工事費用600万円落とされた。これは、どういう理由で落とされたんですか。

中森建築住宅課長 歳入のところでも出てくるんですが、交付金事業に対しては国の交付金、それに県費、その他公債費等もありますので、3月の補正の段階で精算ができているものについては、きちんとした形をとるべきであろうということで落とさせていただきました。

中村博行分科会長 261ページの上段まででありますか。それでは、土木費の審査を終わります。それでは、職員の入替えがありますので3時10分まで休憩します。

午後3時2分休憩

午後3時10分再開

中村博行分科会長 それでは休憩を閉じまして、分科会を続行いたします。それでは歳入のほうの審査に入ります。歳入につきましては、まず11款、78、79ページから入りますが、大体、もうチェックをされていると思いますので進めていきます。78、79ページありますか。いいですね。11款。交通安全対策特別交付金について。よろしいですね。12款1項分担金についてよろしいですね。そしたら13款1項の1、使用料についてですね。ここも別段ないね。1項1総務使用料やけ余りないところね。それから4目から7目まで。まず4目から行こうか。4目労働使用料、これについて。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。次、82、83、5目農林水産業使用料について。6目、商工使用料。よろしいですか。はい。7目の土木使用料について。

岡山明副分科会長 土木費の住宅使用料、この部分で収入未済というのが、これがトータルでいうたら8%ぐらい8.5%ぐらいあるんですけど。109ページですかね。この資料の部分にも滞納率とかそういう状況が一緒と。滞納率とこの未収入が全く一緒なんですけど。これもやっぱり8.4%という状況なんです。この辺の数字がどうかなと私は思っているん

ですが、この辺どうですかね。

中森建築住宅課長 おっしゃられるとおり、公営住宅におきましての収納率は92.28%になっております。過去3年を比較しましても、ほとんど横ばいの状態で、こちらのほうとしましても、督促状を送付するとか、催告状を送るとかという形ではさせていただいてはいますけども、なかなかきょうりよくがえられていないのがげんじょうです。また、悪質な場合には、当然、訴訟等にも進んでおりますので、今ちょっとこれ以上の収納率アップはちょっと今難しいというふうに考えてます。

岡山明副分科会長 督促とかいろいろ状況があったんですが、この29年度、昨年度の滞納額の内訳といったらおかしいんですけど。その累計のこの金額がある、一千五、六百万ですけど。この滞納額でいくと1,560万ぐらいあるんですけど。この累計と単年度の額というんですか、29年度単発の金額と、それまでの累計の金額っていうのが、滞納、滞納という形であると思うんですけど、その辺は分けられますか。極端な話、今までの長年にわたる滞納なのか、単年度のそういう滞納かという、その辺の分け方で分かりますか。

中森建築住宅課長 過去に遡って28年が幾らか、27年が幾らか、26年が幾らかっていう形では、今ちょっと資料では御報告できないんですけど。とりあえず29年度分と過年度分に分けさせていただくと、公営住宅費の現年度分は414万7,400円、過年度分が1,154万5,159円で、合わせて1,569万2,559円が未済額です。1,600万と合わないのは、駐車場のお金が含まれているからでございます。

岡山明副分科会長 じゃあ、単年度が400万円で累計の形が1,100万円ぐらいの形であると。そういう状況で、この1,100万円という滞納額がずっと今後継続されていると。そういう状況の中で、ある程度その1,100万円近いお金が、例えば分割払いじゃないけど、そういう形であ

る程度入ってきていると。市のほうに入ってきているから、その辺で金額的にある程度累計額が下がってきているというその辺は、傾向性というのとは分かりますか。

重村建築住宅課住宅管理係長 その1,100万円っていうのも徐々には減ってきていますが、その現年分が結局滞納繰越で滞納分に移るので、トータルとしては変わりません。

中村博行分科会長 変わらない。減った分ほど。

岡山明副分科会長 ずっと形としては1,000万円近い金がずっとそのまま滞納というこの滞納額の中に含まれるという状況になると、不納欠損というのも大変あれなんですけど、そういう部分で落とすという、それは考えとしてはないと。もう、あくまでもという形になりますかね。

重村建築住宅課住宅管理係長 住宅使用料が私債権に当たりますので、不納欠損という手続ができませんので、残っております。

中村博行分科会長 はい、82、83ページいいですね。84ページ手数料にいきましょうか。1目の手数料ですね。いいですね。86、87ページの手数料ですね。4から6目。はい、それでは90ページ、14款の2項の3、4、6目。3目は浄化槽関係、だからいいでしょう。4目の土木関係、それから92、93ページの6目、農林水産。よろしいでしょうか。はい、次、15款1項3目、農林水産の負担金のほう。農業員会費だけ。次に、4から6目、96、97ページ。一番下の農林水産費。98、99ページ。

岡山明副分科会長 お聞きしたいんですけど、99ページの一番下の道路橋りょう費の中に、石油貯蔵施設の立地、そういう補助金が入っているんですけど。備蓄の分のトータルの金額というのとは分かりますか。国のほ

うから出ている。

村田商工労働課長補佐 商工労働課の村田です。平成29年の石油貯蔵施設立地対策等補助金は、合計で1億723万691円です。

中村博行分科会長 例年このぐらいですよ。若干の。

村田商工労働課長補佐 そうですね。西部石油の貯蔵量から計算されますので、おおむねこの数字と変わりません。

中村博行分科会長 そうですね。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、委託金、100、101ページ。土地対策関係、漁業関係。いいですね。それでは102、103。農林水産費委託金と土木費の委託。よろしいですね。次、104ページ、16款、1項、2項。いいですか。では、106ページから、18款の1項の7、8目、津布田一丁田地区かんがい、それから新山野井工業団地。108、109まで。はい。それでは、110ページ、20款3項3、4目、労働費の貸付。112、113、いいですか。118ページ、119ページ。よろしいですね。120、121ページ。上だけやね、ここは。それでは21款1項3、4目、市債。122、123から124、125まで、市債に関わるところ。はい。よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切ります。これにて、一般会計予算決算常任委員会の産業建設分科会の審査を全て終了いたします。それでは、ここで職員の方、下がられてよろしいです。

（執行部退室）

中村博行分科会長 それでは分科会の総括という意味で、今日ずっと一般会計の補正から、特に決算について、気になった部分とといいますか、例えば、執行部への要望ですね。例えば、デマンドについてもうちちょっと積極的な考え方をしてほしいとかですね。それは一つの例ですけど、そういっ

た審査の中で気付かれた点、そういったもので委員間の自由討議をした
いと思いますが。決算を通して、決算委員会というのは、新人議員の方
にとっては、前回改選後、初めてになろうかと思imasuので、そういっ
た意味で何かお気付きの点等ございましたら、それぞれ発言していただ
けたらと思imasuが。一つには、記入の仕方で、ちょっと原課によって、
とらえ方が河崎委員がおっしゃったように、目標達成度とか、課題及び
改善の欄がないとかいうのは、一言、言っておかないといけないのかな
と思imasuね。

岡山明副分科会長 評価シートの問題が記入されてない点がありますね。

中村博行分科会長 そういう点は取り上げていくべきかと思imasuけど。ほかに何か気付きがなかったですか。

岡山明副分科会長 不用額がいろいろ出てきて、結構、項目の中に不用額があ
ると。その辺をある程度、資料の中に不用額がどういう形で発生したか
という資料の提出じゃないんでしょうけど、それもお願いできないかな
と思imasuているんですけど。必ず、不用額が検討、話合いが出ているもの
ですから。その辺の資料自体の見直しとして、どこがという分を。（中
村博行分科会長「明細というか、明確化ですね」と呼ぶ）その辺を分る
ようにしていただけると。

中村博行分科会長 不用額についてありました。審査事業について何かあれば
と思imasu。審査事業も結構、スムーズにいったといえはスムーズにい
ったね。河崎委員からありましたが、農業費について。やはり産業建設
委員会として積極的な取組、不用額の多さを含めて、これは一つの農林
水産業費というか。事業そのものは良かったね。いいですか。（「はい」
と呼ぶ者あり）いいですね。駅前都市再生も地元民とスムーズにいった
ということで計画通りであるということ。有帆も問題ないね。小規模土
木も頑張っていると。主に今回は、審査対象事業というものは、産業建

設に対しては、割り方問題なく進めたと思いますが。それでは、よろしいですか。それでは産業建設。（発言する者あり）ここは審査だけ。全体会のとき。（「採決はありませんので。討論はないということで」と呼ぶ者あり）いいですね。それでは一般会計予算決算常任委員会の産業建設分科会を終了いたします。次に、産業建設常任委員会を開催しますので、ここで休憩を入れます。3時40分から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後3時33分閉会

平成30年9月10日

産業建設常任委員長 中村博行